

第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画

平成28年度～令和7年度

後期計画（令和3年度～令和7年度）

令和3年3月

会津美里町

〈 目 次 〉

第 1 部 ごみ処理基本計画

第 1 章	計画策定の背景	
1	廃棄物をめぐる社会情勢	1
第 2 章	一般廃棄物処理基本計画	
1	計画の位置付け	2
2	一般廃棄物処理基本計画の構成	3
3	基本的な考え方	3
4	計画対象地域	3
5	計画の目標年度	3
6	計画対象主体	4
7	計画対象廃棄物	4
第 3 章	本町におけるごみ処理の現況	
1	人口の推移と産業の動向	5
2	ごみの収集等形態	6
3	ごみ総排出量	7
4	ごみ排出量推移	8
5	ごみ処理に係る経費等の推移	9
6	ごみ処理に係る収入等の推移	10
第 4 章	前期計画の総括及び本計画策定に係る課題	
1	前期計画の総括	11
2	本計画策定に係る課題	12
第 5 章	ごみ処理基本計画後期計画	
1	ごみ処理基本計画	13
2	ごみ処理実施計画	13
3	対象となる廃棄物	13
第 6 章	計画目標	
1	排出抑制及び資源化に関する目標	14
2	実現したい数値目標	15
3	ごみの発生量及び処理量の見込み	16
4	数値目標の設定方法	19
第 7 章	ごみ減量化の取組	
1	ごみ減量施策	20
2	住民・事業者・町の協働	25
3	支援制度	28

第8章	ごみの適正処理	
1	ごみの種類及び分別の区分	29
2	収集・運搬計画	30
第9章	災害対策	
1	災害廃棄物基本方針	32
2	仮置場	34
3	災害廃棄物の収集運搬と体制	35
4	適正処理困難物	35

第2部 生活排水処理基本計画

第1章	計画策定の背景	
1	生活排水をめぐる情勢	36
2	計画の位置付け	37
3	本町におけるし尿等処理の現状	38
第2章	生活排水処理施設整備状況等の前期実績評価	
1	実績評価の考え方	39
2	実績評価	39
3	前期計画の総括	44
4	後期計画に向けた課題	44
第3章	生活排水処理基本計画後期計画	
1	生活排水処理に係る理念及び目標	45
2	施設整備の基本方針	45
3	計画対象地域	46
4	計画目標年度	46
5	生活排水処理基本計画	46
6	し尿・汚泥の処理計画	51
7	住民・事業者・行政の取組	52
8	その他	52
	会津美里町生活排水処理基本計画の排水処理方式概要図	53

資料編

会津美里町廃棄物減量等推進審議会条例	54
会津美里町廃棄物減量等推進審議会委員名簿	56
第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画策定の経過	57

第1部 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の背景

1 廃棄物をめぐる社会情勢

これまでの社会や経済の発展により、私たちの生活は豊かなものになりましたが、一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、自然環境に対してその復元力を大きく超える負荷を与え続けてきました。その結果、地球の環境問題に止まらず、地球温暖化やそれに伴う異常気象の増加など地球規模の環境問題に直面しています。

このような環境問題に対応するため、国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）等の各種廃棄物関係法令の整備を進めてきました。これらの法体系のもとで、廃棄物の発生・排出を抑制するとともにリサイクルの促進を図り、循環型社会の実現を目指しているところです。

会津美里町（以下「本町」という。）は、平成18年度に「循環型社会の構築」を目指し、本町における廃棄物の減量と処理に係る事業の根幹となるものとして、前計画（「第1期会津美里町一般廃棄物処理基本計画」）を策定しました。前計画は、平成19年度から平成27年度までを計画期間とするもので、平成24年度に後期計画策定を行いました。

平成27年度には、今後の「循環型社会の実現」を目指して前計画の見直しを行い、総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するための方向性などを定める「第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

今回の策定は、計画策定から5年を経過し中間目標年度に達したことに伴う計画の定期見直しであり、会津美里町廃棄物減量等推進審議会の意見等をいただきながら策定を進めました。

なお、第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画（以下「本計画」という。）に基づいて、一般廃棄物処理実施計画を定めます。

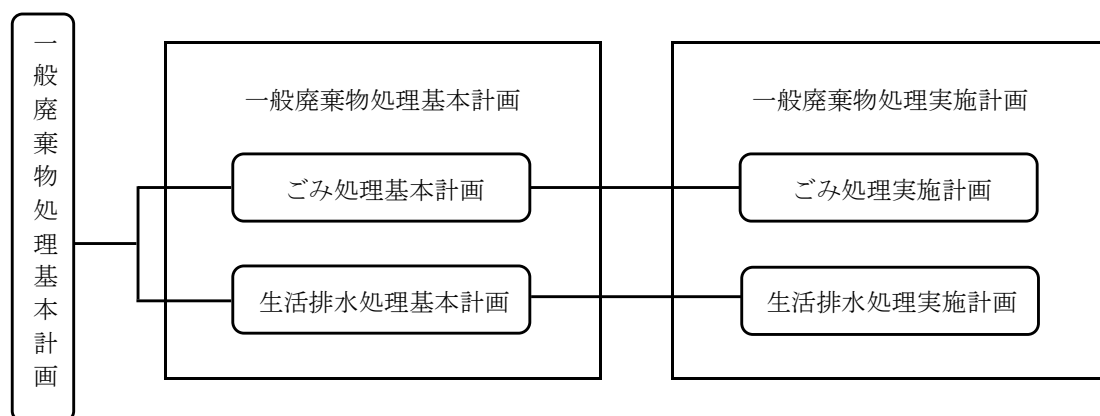


図1-1-1 計画体系

第2章 一般廃棄物処理基本計画

1 計画の位置付け

基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、本町の一般廃棄物の適正な処理を行うため、処理に係る基本的な考え方や方向性について策定するものです。

また、関係法令や各種制度等の内容を踏まえるとともに、本町の上位計画会津美里町第3次総合計画と整合性を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置付けるものです。

なお、具体的事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

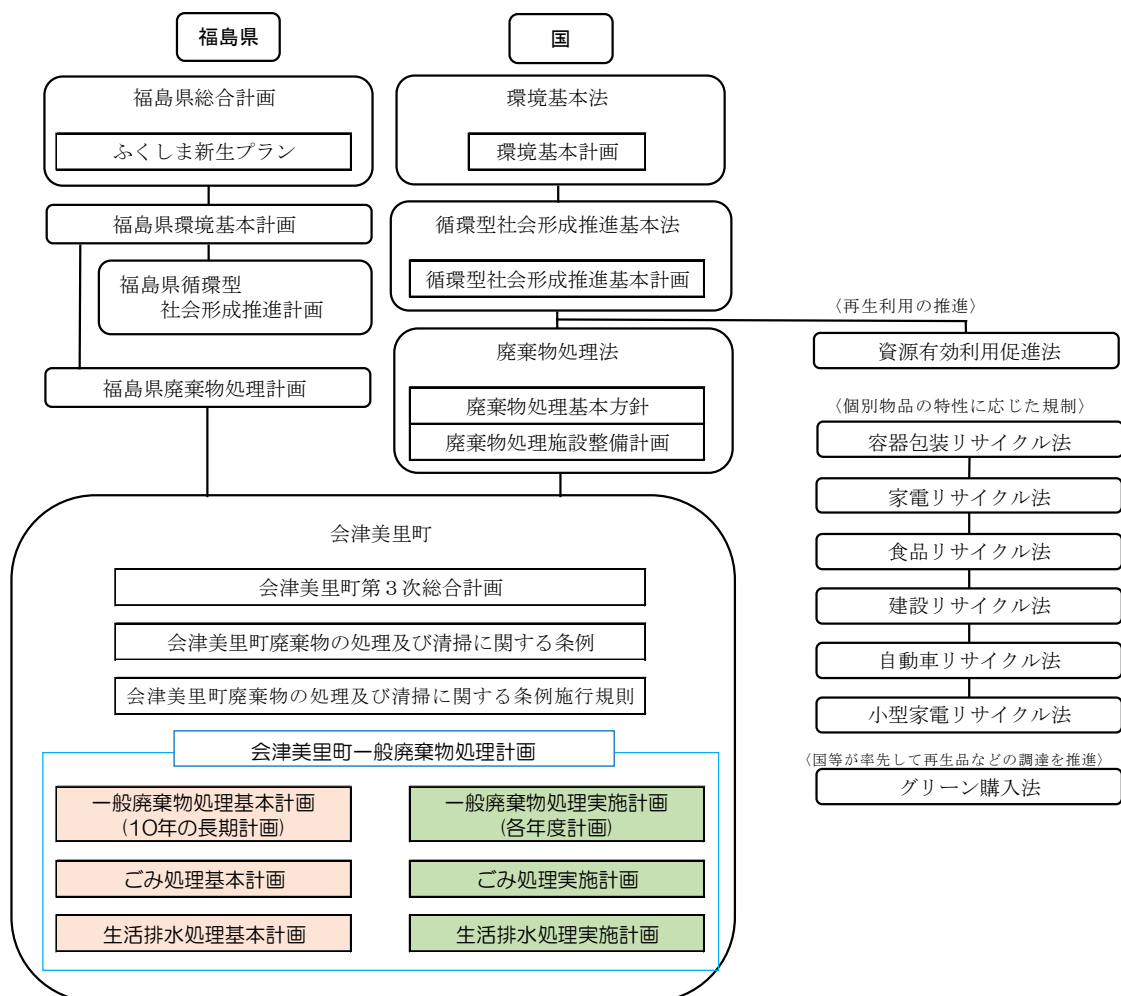


図1-2-1 施策体系

2 一般廃棄物処理基本計画の構成

基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める一般廃棄物処理基本計画及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める一般廃棄物処理実施計画から構成されています。

また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています。

3 基本的な考え方

廃棄物は、私たちの生活を支えている生産から消費に至る活動として生じます。そして、廃棄物の発生は、廃棄物処理の段階だけではなく、生産から消費を経て廃棄に至るまでのすべての過程において資源・エネルギーを消費し、環境への負荷をもたらしていることを意味します。

今後の10年、100年後を見据え、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、更なる資源循環の取組みを進めるなど、自然環境や地球環境に配慮した、真に持続可能な社会づくりを進め、この豊かな環境を次の世代に引き継いでいかなければなりません。会津美里町第3次総合計画に掲げる政策「自然に配慮した環境づくり」を基に、廃棄物の排出抑制等による減量と適正処理をより一層推進していくこととします。

4 計画対象地域

本計画の対象地域は、会津美里町全域とします。

5 計画の目標年度

基本計画は、平成28年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とします。

なお、基本計画は上位計画、関連計画等との整合性を図りながら概ね5年ごと、または諸条件に大きな変動があった場合はその都度見直しを行うものとしており、前期5年（以下「前期計画」という。）の経過に伴い、令和3年度を初年度とする本計画を令和2年度に見直すものとします。

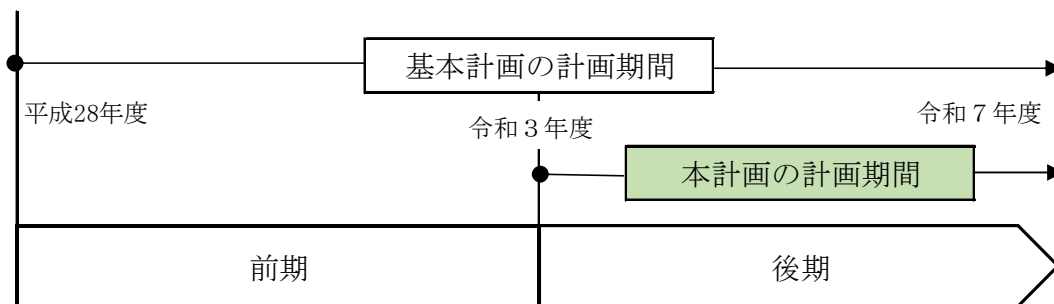


図1-2-5 計画期間

6 計画対象主体

会津美里町民、会津美里町内の事業者及び会津美里町とします。

7 計画対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物（ごみ）は、家庭の生活活動に伴って生じる「生活系ごみ」と、事業者の事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外の「事業系ごみ」とします。

廃棄物の区分と本計画で対象となる廃棄物を以下に示します。

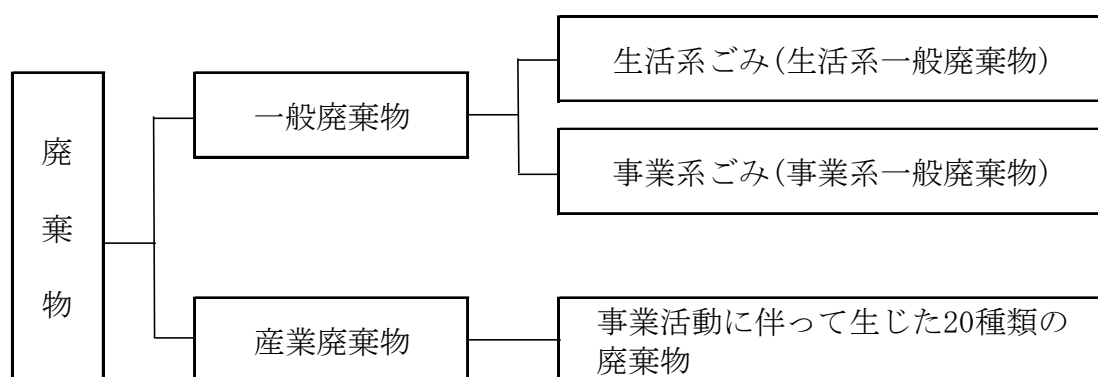


図1-2-7 廃棄物区分と対象廃棄物

第3章 本町におけるごみ処理の現況

1 人口の推移と産業の動向

令和元年10月の人口（国勢調査及び現住人口）は19,588人で、平成27年10月より1,325人減少しました。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人口	年少人口 (15歳未満)	2,253 人	2,222 人	2,186 人	2,156 人	2,116 人
	生産年齢人口 (15歳～64歳)	11,347 人	11,170 人	10,991 人	10,839 人	10,636 人
	老年人口 (65歳以上)	7,313 人	7,178 人	7,065 人	6,967 人	6,836 人
	合計	20,913 人	20,570 人	20,242 人	19,962 人	19,588 人
高齢化率		34.97 %	34.90 %	34.90 %	34.90 %	34.90 %
世帯数		6,710 世帯	6,714 世帯	6,704 世帯	6,755 世帯	6,755 世帯

表1-3-1 人口の推移

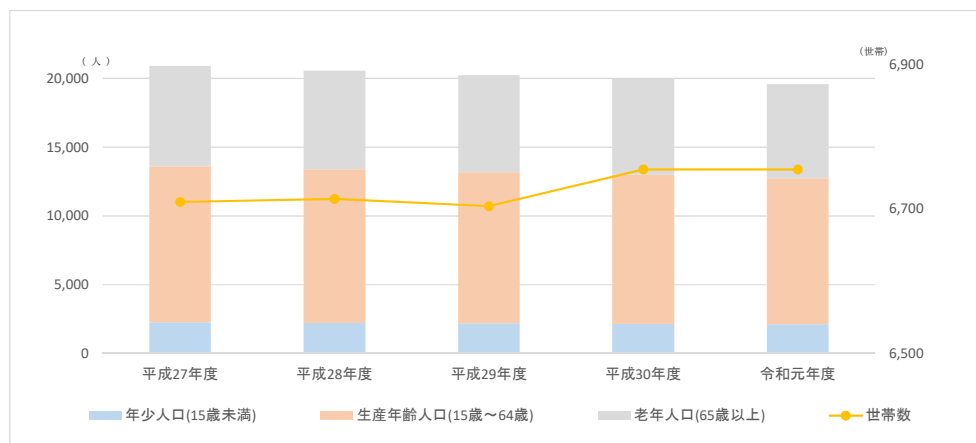


図1-3-1 人口の推移

平成28年度の事業者数は778事業者、従業者数は5,112人となっており、事業者数は減少傾向にありますが、従業者数では平成24年度に4,999人まで落ち込みはあるものの、その後は回復基調に戻ってきました。

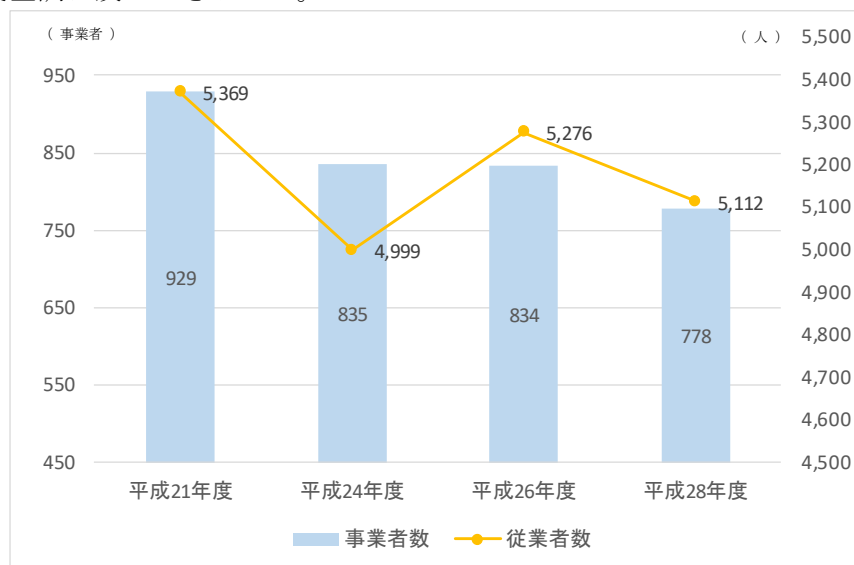
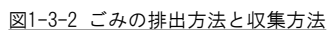
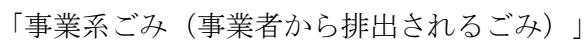


図1-3-1 事業者数と従業者数の推移

「生活系ごみ（家庭から排出されるごみ）」



3 ごみ総排出量

本町から排出される生活系ごみは、月曜日から金曜日までで、燃やせるごみを週2回、燃やせないごみを週1回、資源ごみを2週間に1回、ごみステーションから収集するステーション方式で収集しています。

このほか、粗大ごみは年6回の申し込みによる戸別収集と、一時的に大量に発生するごみを環境センターへ直接持ち込む多量ごみや、資源ごみをPTA単位により集団回収しています。

同じく、事業者から出される事業系一般廃棄物は、収集運搬許可業者による収集を基本に収集しています。

ごみ総排出量は、令和元年度で7,325 tであり、平成27年度より7.2%減少しています。

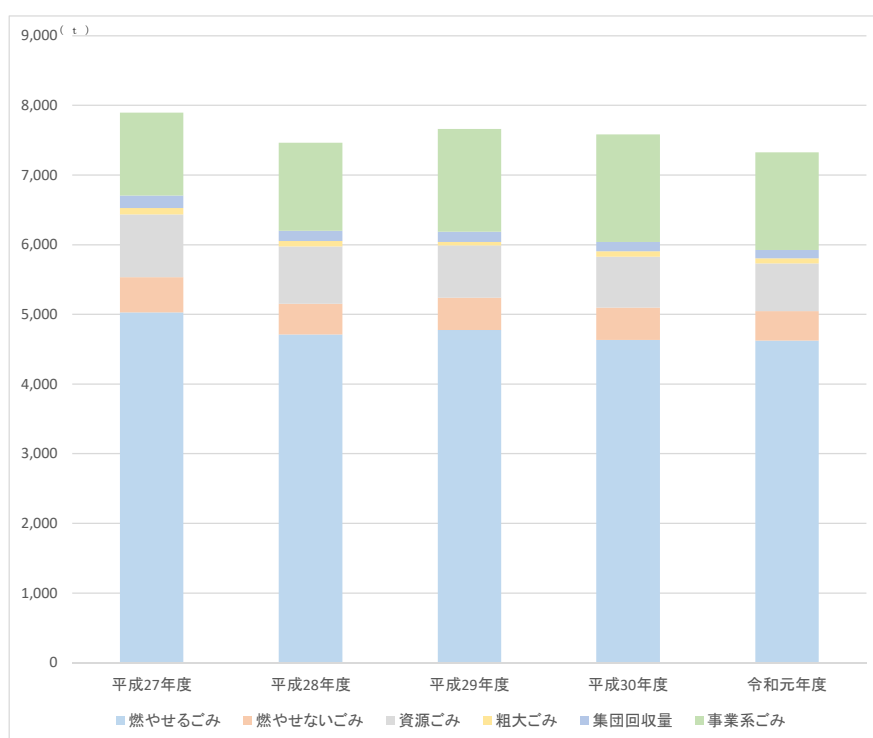


図1-3-3 ごみ総排出量の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
燃やせるごみ	5,026 t	4,712 t	4,774 t	4,635 t	4,626 t
燃やせないごみ	510 t	437 t	465 t	459 t	420 t
資源ごみ	898 t	825 t	748 t	734 t	684 t
粗大ごみ	91 t	76 t	51 t	74 t	74 t
生活系小計	6,525 t	6,050 t	6,038 t	5,902 t	5,804 t
集団回収量	178 t	153 t	147 t	138 t	121 t
事業系ごみ	1,192 t	1,259 t	1,476 t	1,541 t	1,400 t
合計	7,895 t	7,462 t	7,661 t	7,581 t	7,325 t

表1-3-3 ごみ総排出量の推移

4 ごみ排出量推移

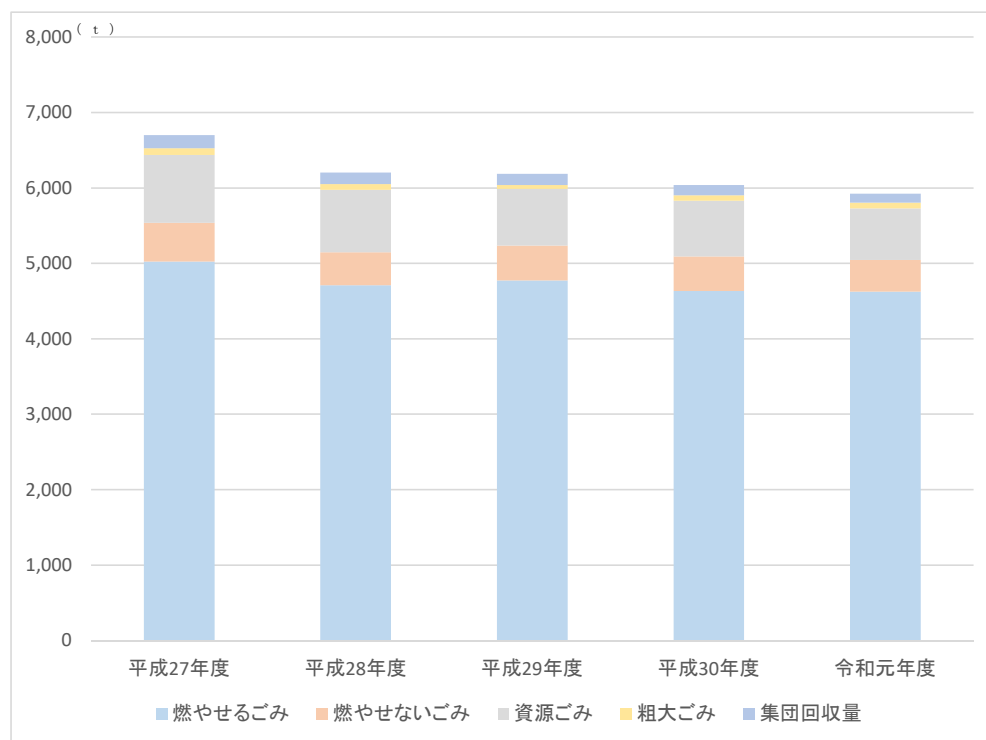


図1-3-4 生活系ごみ排出量の推移

(1) 燃やせるごみ

平成29年度に増加しましたが減少傾向を示し、令和元年度は平成27年度と比較して8.0%減の4,626 t／年となっている。

(2) 燃やせないごみ

令和元年度は、平成27年度と比較して17.6%減の420 t／年となっている。

(3) 資源ごみ

減少傾向を示し、令和元年度は平成27年度と比較して23.8%減の684 t／年となっている。

(4) 粗大ごみ

平成29年度に一時減少しましたが平成30年度より増加に転じ、令和元年度は平成29年度と比較して45.1%増の74 t／年となっている。高齢化に伴い、施設入居や単身化などによる、家財整理の増加が要因として想定される。

(5) 集団回収量

減少傾向を示し、令和元年度は平成27年度と比較して32.0%減の121 t／年となっている。

(6) 事業系ごみ

増加傾向にあり、令和元年度は平成27年度と比較して17.4%増の1,400 t／年となっている。主に、福祉系施設の設置増加が背景にあると想定される。

5 ごみ処理に係る経費等の推移

本町の生活系ごみは、迅速かつ経済的に収集するために町から専門の収集業者へ業務委託により収集されたものを、主に会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「広域圏」という。）が運営する施設で処理が行われています。

施設建設及びごみ処理（し尿処理費含む）に要する費用は、施設建設に要する費用と施設維持及びごみ処理に要する費用の二区分で、施設の維持等に要した費用総額から、事業系ごみの処理手数料の諸収入を差し引いた金額を負担金として、毎年度広域圏構成10市町村が負担しています。

令和元年度においては、負担金1,486,811千円のうち、本町は164,052千円を負担しています。その算出基準は次のとおりです。

施設建設に係る費用 ごみ搬入量割：100%

ごみ処理に係る費用 ごみ搬入量割：100%

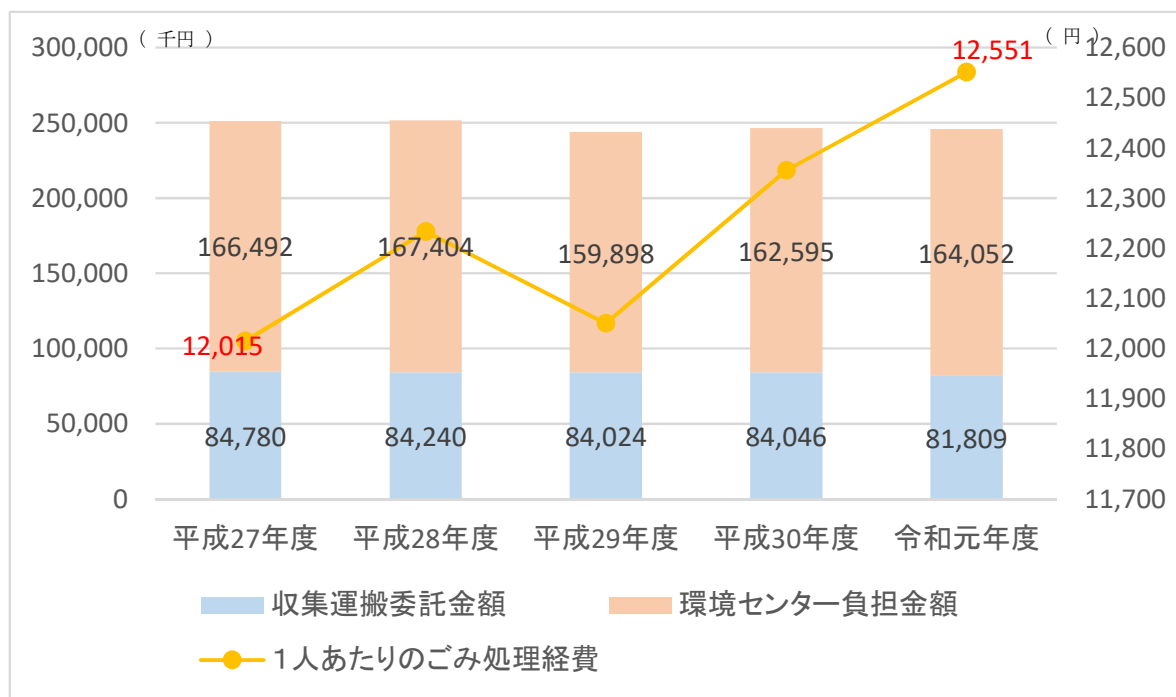


図1-3-5 ごみ処理経費の推移

令和元年度のごみ処理経費は約2.4億円であります。1人あたりのごみ処理経費は、令和元年度で12,551円であり、平成27年度より4.5%増加しています。

今後、廃棄物処理施設（し尿処理施設・ごみ処理施設・最終処分場等）の建設等計画が進んでいることや人口減少に伴う財源の縮小によって、1人あたりの負担額は増加すると予想されます。

6 ごみ処理に係る収入等の推移

本町では、回収した資源ごみのうち、ダンボール・新聞紙・雑誌・紙製容器包装・布・缶を民間業者へ売り渡し、その収入をごみ処理に係る経費へ充当しています。令和元年度は平成27年度と比較して36.2%減の9,700千円／年であります。

総売渡量は、令和元年度は平成27年度と比較して32.6%減の378 t／年であり、特に新聞紙の売渡量は51.8%減の97 t／年であります。

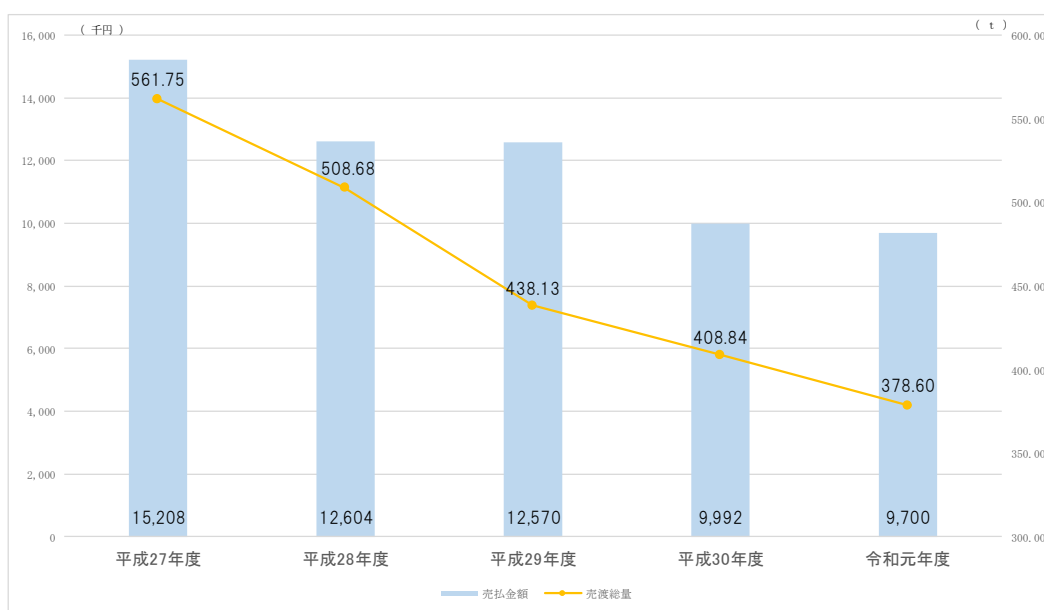


図1-3-6 収入額と売渡量の推移

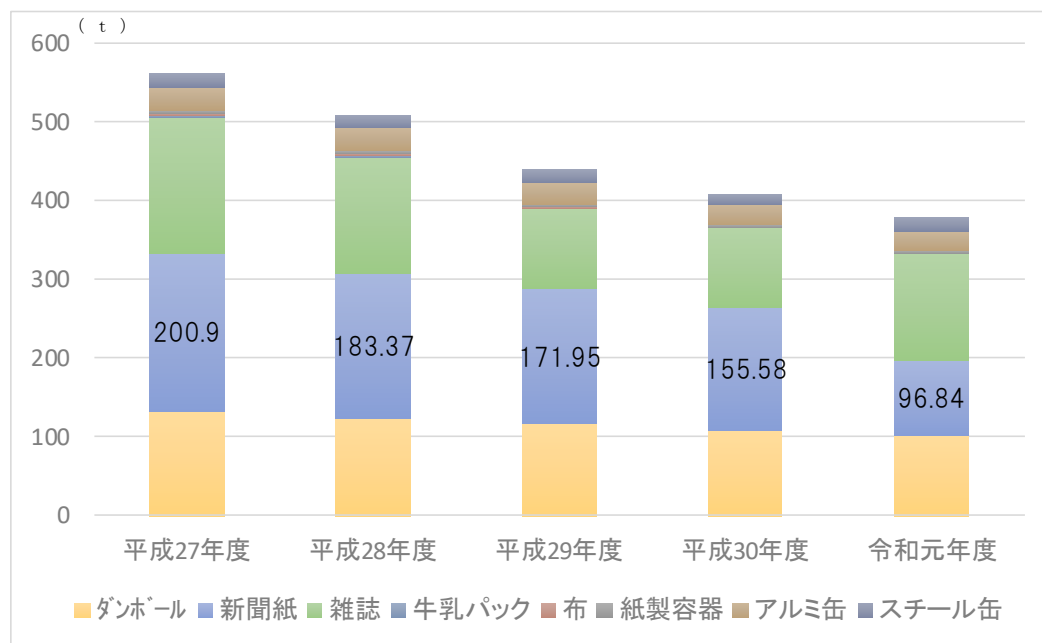


図1-3-6 品目別売渡量の推移

第4章 前期計画の総括及び本計画策定に係る課題

1 前期計画の総括

上位計画となる会津美里町第3次総合計画(前期計画)では、「まるごと いいね! 会津美里」をまちづくりの将来像として掲げ、政策の1つとして「自然に配慮した環境づくり」に取り組んできました。

この計画に基づき、ごみの排出抑制や再使用、再生利用への啓発、そして、事業所へは事業系一般廃棄物への徹底を進めてきました。

「前期計画における目標値」

	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業系+	1人1日あたりのごみ排出量	993 g	990 g	987 g
	リサイクル率	14.2%	14.4%	14.5%
生活系分	1人1日あたりのごみ排出量	853 g	844 g	835 g
	リサイクル率	16.5%	16.8%	17.1%

表1-4-1 前期計画の目標値

「前期計画期間中における実績値」

	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業系+	1人1日あたりのごみ排出量	1,037 g	1,040 g	1,025 g
	リサイクル率	11.7%	11.5%	11.0%
生活系分	1人1日あたりのごみ排出量	838 g	829 g	829 g
	リサイクル率	14.5%	14.4%	13.6%

表1-4-1 前期計画の実績値

前期計画では、平成26年度の実績を基準として数値目標を設定しました。数値目標項目である1人1日あたりのごみ排出量は減少しましたが、リサイクル率も減少傾向で推移しています。

結果、令和元年度の実績では、1人1日あたりのごみ排出量987gの目標値に対し1,025gであり、リサイクル率でも14.5%の目標値に対し11.0%と目標値を達成することができませんでした。

しかしながら、事業系を除いた生活系の1人1日あたりのごみ排出量を比較すると、835gに対し829gと目標値を上回る結果となりました。

このため、事業者から排出されるごみを抑制することが重要であり、事業者への施策に対する取り組みを見直す必要があります。

2 本計画策定に係る課題

前期計画期間の実績値は目標値を下回る結果となり、その要因を抽出し、本計画の策定に生かした成果を達成する活動につなげていきます。

(1) 生活系ごみへの対応

1人1日あたりのごみ排出量については数値目標を上回るものの、リサイクル率は下回り減少傾向の結果となりました。このため、次に掲げる事項のうち、とりわけリサイクルや分別等の資源化に関する事項について特に重点的に広報啓発をする必要があります。

- ごみの発生抑制やリサイクル
- 分別排出の徹底
- 集団回収の推奨
- 特定家庭用機器廃棄物や適正処理困難物等の不適正処理の防止

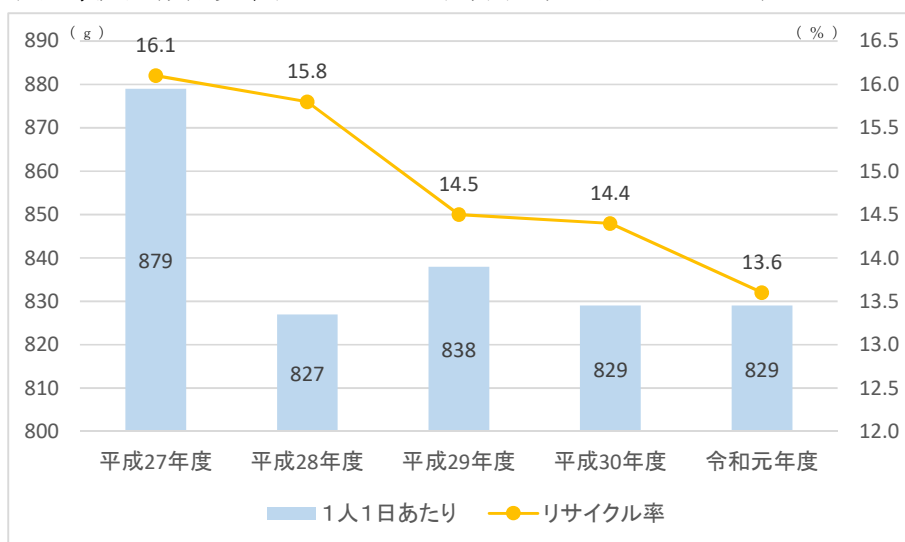


図1-4-2 1人1日当たりのごみ排出量とリサイクル率の推移

(2) 事業系ごみへの対応

ごみ総排出量に占める事業系ごみは、平成27年度では15.1%であったものが、令和元年度には19.1%まで増えています。事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

そのためには、個別ヒアリング等による情報提供を強化してごみ排出意識の向上を図り、さらに、排出抑制や資源化の取り組みが十分でない業種を抽出し、環境センターと連携して定期的なごみ搬入検査や立入検査を行うなど、ごみの適正処理や減量について指導を行う必要があります。

(3) 収集・運搬における課題

ごみの収集・運搬は、本町の公衆衛生の維持に関わる非常に重要な業務であり、安定かつ効率的に実施しなければなりません。そのためにも、収集運搬経費の削減に努めつつ、本町の分別区分やごみの収集計画を踏まえた質の高い収集・運搬体制を整備する必要があります。

第5章 ごみ処理基本計画後期計画

1 ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画は、本町における一般廃棄物処理に係る長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針とするものであり、ごみの排出抑制及びごみ発生から処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものであります。

2 ごみ処理実施計画

ごみ処理実施計画は、本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることとし、町はこれに基づき収集、運搬及び処分を行います。

3 対象となる廃棄物

本計画は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う町がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であります。町が自ら処理、あるいは町以外の者に委託して処理する一般廃棄物のみならず、廃棄物処理法第6条の2第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や市町村以外の者が処理する一般廃棄物等も含め、本町で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。

第6章 計画目標

1 排出抑制及び資源化に関する目標

本町のごみ排出量は、ピーク時であった平成25年度から年々減少しています。住民1人1日あたりのごみ排出量は平成27年度の1,034gから令和元年度1,025gまでに減少しましたが、前期計画の目標値987gを達成することはできませんでした。

さらに、本町の資源化量は年々減少しており、令和元年度のリサイクル率は11.0%であり、前期計画の目標値14.5%を達成することはできませんでした。

この主な要因は、住民のスーパー等店頭回収の利用が増加したこと、資源物の分別が徹底していないこと、そして、ペットボトルや白色トレイ・白色発泡スチロール以外の廃プラスチック類の分別が実施されていないこと等が想定されます。平成29年度福島大学連携事業可燃ごみ組成調査によると、集積所に排出される燃やせるごみには23.4%の資源ごみが含まれており、資源ごみの内38.5%が雑誌と紙製容器包装という結果であります。

一方、町民アンケートの「ごみを分別してだしているか？」の問いに、約80.0%以上の方が「いつも行っている」と回答し、30歳から39歳の年齢層で「たまに行っている」と回答する割合が高くなっています。

資源化量を増加させるためには、燃やせるごみに含まれる資源物を適正に分別して排出していただくための取り組みが必要であります。

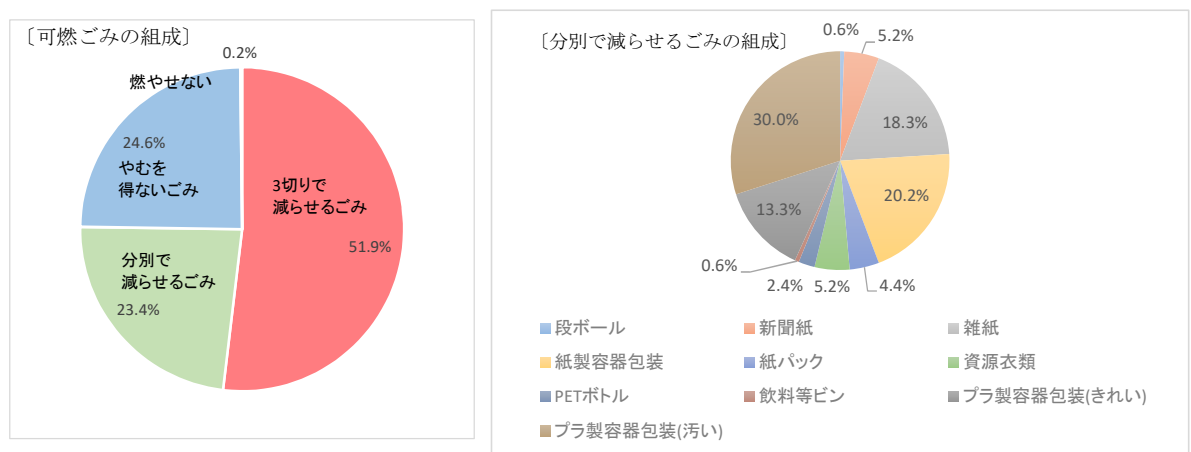


図1-6-1 平成29年度福島大学連携事業可燃ごみ組成調査

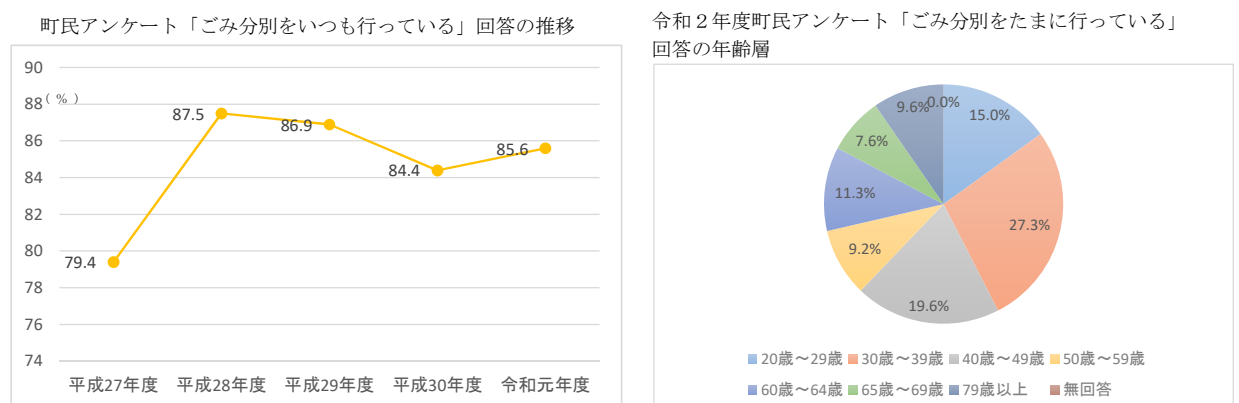


図1-6-1 町民アンケート

2 実現したい数値目標

本計画では、循環型社会の実現に取り組んでいくために、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、適正な処分を主な目標として、ごみ総量を基準とした「1人1日あたりのごみ排出量」、「リサイクル率」の2つを目標に掲げ、この目標達成に向けごみ減量へ取り組んでいきます。

数値目標については、平成26年度実績比で2.0%減の979 g／人日(最終目標年度)としていましたが、平成28年度からの減量実績を踏まえ、令和7年度には16.7%減の866 g／人日と設定します。

指標	単位	実績値		数値目標
		平成26年度	平成30年度	令和7年度
1人1日あたりのごみ排出量	g／人・日	998 g	1,040 g	866 g (平成30年度比 －16.7%)
リサイクル率	%／年	13.8%	11.5%	14.8% (平成30年度比 ＋28.7%)

表1-6-2 減量化と資源化の計画目標

この数値目標は、人口減少傾向も考慮しつつ、平成30年度実績値から1人1日あたり174 gの削減を目標とします。この数値目標を年間の総排出量に換算した場合、最終目標年度の総排出量は5,629 tとなり、1,952 tの減少となります。

リサイクル率は、リサイクルを重点的に進めることから令和7年度には28.7%増の14.8%と設定します。

3 ごみの発生量及び処理量の見込み

ごみの発生量を予測するにあたり、その性状、処理主体、処理方法等を勘案した区分ごとに定めます。また、予測する際には今後の人口の推移を勘案して処理量を見込むものとします。

「今後の人口の推移予測」

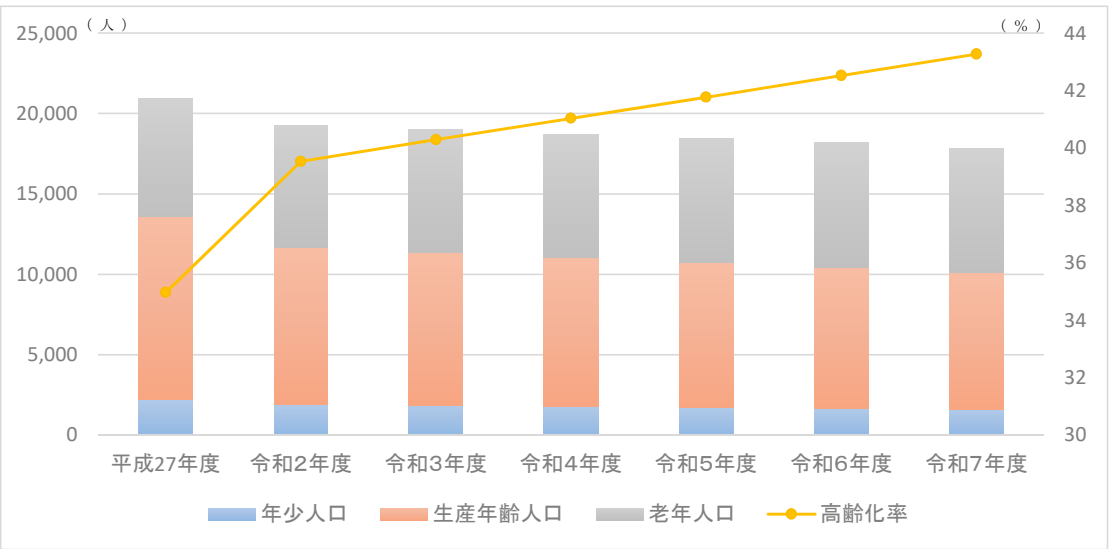


図1-6-3 将来人口の推移

		平成27年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人口	年少人口 (15歳未満)	2,253 人	1,884 人	1,830 人	1,777 人	1,725 人	1,673 人	1,615 人
	生産年齢人口 (15歳～64歳)	11,347 人	9,768 人	9,513 人	9,261 人	9,012 人	8,768 人	8,488 人
	老年人口 (65歳以上)	7,313 人	7,618 人	7,651 人	7,680 人	7,705 人	7,725 人	7,707 人
	合計	20,913 人	19,270 人	18,994 人	18,718 人	18,442 人	18,166 人	17,810 人
高齢化率		34.96 %	39.53 %	40.28 %	41.03 %	41.77 %	42.52 %	43.27 %

表1-6-3 将来人口の推移

「対策を講じなかった場合のごみの量の推移予測」

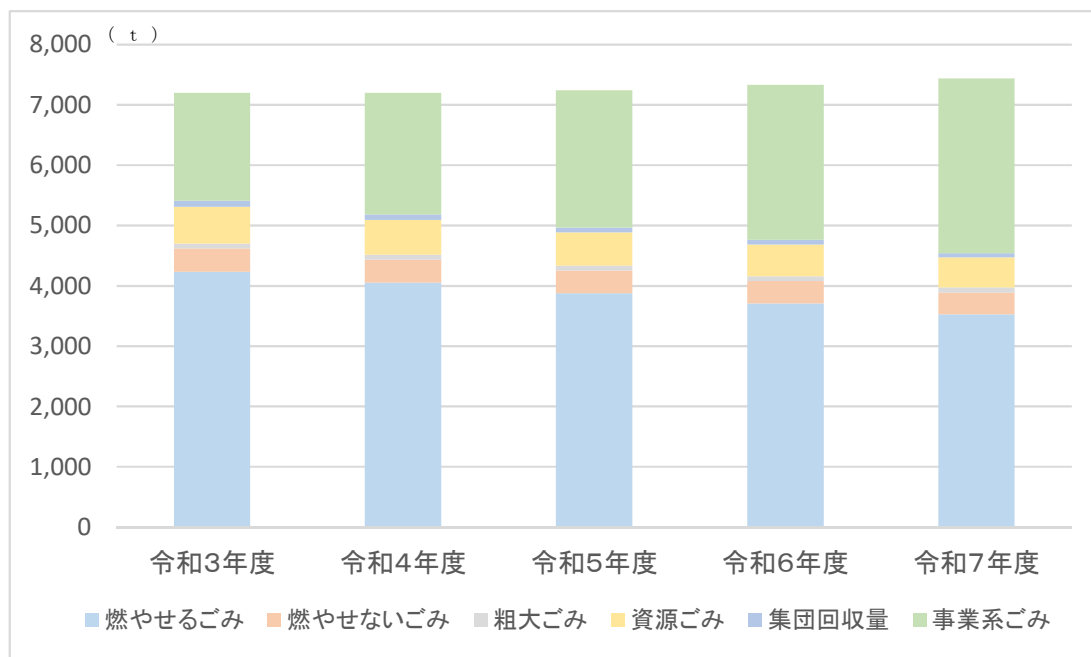


図1-6-3 現状のまま推移した場合のごみの発生量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
燃やせるごみ	4,230 t	4,049 t	3,875 t	3,708 t	3,528 t
燃やせないごみ	393 t	386 t	379 t	372 t	364 t
粗大ごみ	76 t	77 t	78 t	79 t	80 t
資源ごみ	612 t	581 t	553 t	527 t	499 t
生活系小計ごみ	5,311 t	5,093 t	4,885 t	4,686 t	4,471 t
集団回収量	100 t	91 t	83 t	76 t	70 t
事業系ごみ	1,784 t	2,014 t	2,273 t	2,566 t	2,896 t
合 計	7,195 t	7,198 t	7,241 t	7,328 t	7,437 t

表1-6-3 現状のまま推移した場合のごみの発生量

「対策を講じた場合のごみの量の推移予測」

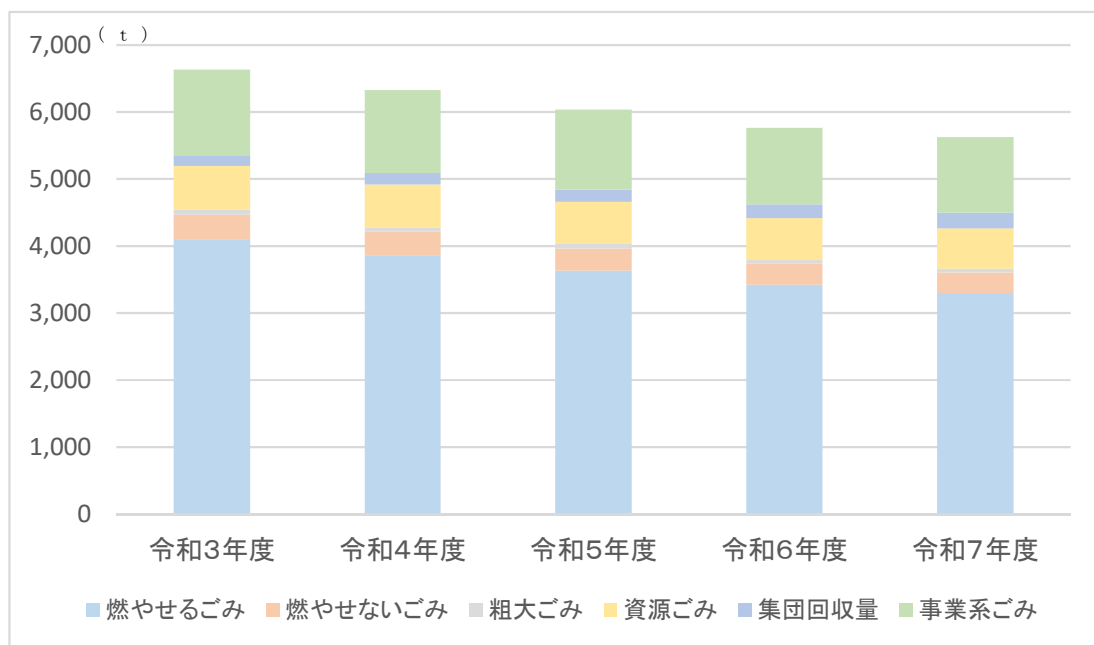


図1-6-3 対策した場合のごみの発生量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
燃やせるごみ	4,100 t	3,862 t	3,635 t	3,420 t	3,299 t
燃やせないごみ	372 t	351 t	332 t	314 t	306 t
粗大ごみ	67 t	64 t	61 t	58 t	57 t
資源ごみ	658 t	646 t	633 t	621 t	604 t
生活系小計ごみ	5,197 t	4,923 t	4,661 t	4,413 t	4,266 t
集団回収量	150 t	167 t	186 t	207 t	230 t
事業系ごみ	1,291 t	1,240 t	1,191 t	1,144 t	1,133 t
合 計	6,638 t	6,330 t	6,038 t	5,764 t	5,629 t

表1-6-3 対策した場合のごみの発生量

4 数値目標の設定方法

1人1日あたりのごみ排出量

令和7年度までに、平成30年度実績値から174gの削減を目標とし、令和7年度を866gと設定します。

	平成30年度 (実績値)	令和7年度 (最終目標年度)
総排出量 (t)	7,581	5,629
1人1日排出量 (g)	1,040	866

※算出方法 ごみの総排出量÷会津美里町人口÷365日×1,000,000

表1-6-4 減量化の計画目標

リサイクル率

令和7年度までに、平成30年度実績値から3.3%の増加を目標とし、令和7年度を14.8%と設定します。

	平成30年度 (実績値)	令和7年度 (最終目標年度)
リサイクル量 (t)	872	834
リサイクル率 (%)	11.5	14.8

※算出方法 町回収資源ごみ+集団回収資源ごみ÷ごみの総排出量

表1-6-4 資源化の計画目標

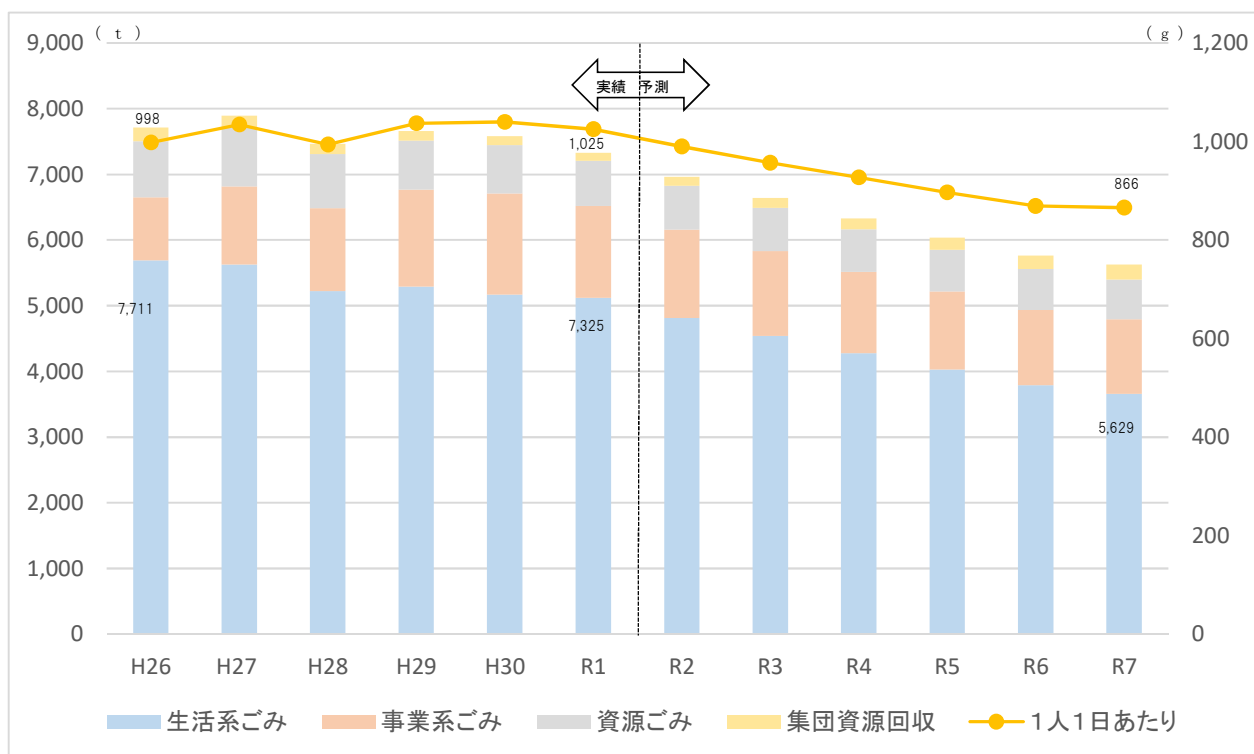


図1-6-4 ごみ発生量の推移

第7章 ごみ減量化の取組

1 ごみ減量施策

ごみを減量するため、次に示す4つの柱をもとに施策を推進します。

施策1 廃棄物排出抑制の推進

1-1 4R運動の実施

1-2 生ごみ減量の促進

1-3 食品ロスの削減

1-4 抑制推進員の整備

施策2 普及・啓発活動の推進

2-1 情報発信の充実

2-2 ごみカレンダーの配布

2-3 出前講座の実施

2-4 環境学習の促進

2-5 若年層への意識啓発

施策3 再生利用の推進

3-1 生活系古紙類の分別化

3-2 事業系一般廃棄物の資源化

3-3 使用済み小型家電のリサイクル促進

施策4 ごみ処理有料化への検討

4-1 生活系収集ごみの有料化の検討

施策 1 廃棄物排出抑制の推進

1-1 4 R運動の実施

【取組内容】

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築に向けて、Reduce、Reuse、Recycle、Refuseの4 R運動に取り組めます。

【主な取組】

- ・マイバック運動の推奨
- ・子ども衣類、絵本の再使用の推奨
- ・リサイクル品の利用促進
- ・過剰包装の辞退

1-2 生ごみ減量の促進

【取組内容】

燃やせるごみの多くの割合を占める生ごみについて、発生の抑制と再生利用の推進により、減量に取り組めます。

【主な取組】

- ・生ごみ処理機等購入費の補助
- ・水切りダイエット等のモニター実証

1-3 食品ロスの削減

【取組内容】

発生の抑制と再利用の推進により、食品ロスの削減に取り組めます。

【主な取組】

- ・フードドライブイベントの開催

1-4 抑制推進員の整備

【取組内容】

ごみステーションでの分別指導やパトロール、ごみ排出講座の開催等、町と協働して廃棄物の抑制推進員の整備に取り組めます。

【主な取組】

- ・抑制推進員の体制構築検討
- ・先進自治体の研究

施策２ 普及・啓発活動の推進

２－１ 情報発信の充実

【取組内容】

ごみ処理の現状や課題、施策の実施状況等について、広報紙や啓発チラシ、ホームページやイベント等、多様な媒体や機会を通じて周知啓発を図ります。

【主な取組】

- ・町広報紙
- ・町ホームページ
- ・リサイクルイベント

２－２ ごみカレンダーの配布

【取組内容】

ごみ減量に向けて、その現況に合致した情報が伝わるカレンダーを作成し、情報提供を充実させます。

【主な取組】

- ・家庭ごみの分け方、出し方カレンダー
- ・町不法投棄監視員との情報交換

２－３ 出前講座の実施

【取組内容】

各種団体への出前講座を積極的に開催し、本町のごみ処理の現状や課題、適正な分別区分等を共有していただき、住民のごみ処理に対する意識啓発を図ります。

【主な取組】

- ・出前講座
- ・会津美里町文化祭

２－４ 環境学習の促進

【取組内容】

町内小学校４年生等を対象に、町で作成した環境副読本の配布やごみ減量化標語を募集し、ごみ問題について考える機会を設けます。また、町内中学生を対象に、ごみの現状に関する情報の普及・啓発を図り、環境教育を促します。

【主な取組】

- ・環境副読本
- ・ごみ減量化標語コンクール
- ・廃棄物収集運搬の現状確認
- ・環境センター施設見学

２－５ 若年層への意識啓発

【取組内容】

ごみの減量や資源化につながる行動を促進するため、若者の意識を転換させるような情報発信の充実を検討します。

【主な取組】

- ・ソーシャルネットワーキングサービス環境の整備検討

3-1 生活系古紙類の分別化

【取組内容】

燃やせるごみの中には分別で減らせるごみが約 1 / 4 混入し、その内約半分が、雑紙と紙製容器包装、紙パック等が占めています。

適正に分別するよう、本町のごみの分け方、出し方の周知に努めます。

【主な取組】

- ・選別収集の実施
- ・雑紙分別の推進

3-2 事業系一般廃棄物の資源化

【取組内容】

事業所から排出される事業系一般廃棄物を減量するために、適正分別による資源化へ向けた指導を実施します。

【主な取組】

- ・多量に排出する事業者と個別ヒアリングの実施
- ・ごみ搬入検査、立入検査の実施
- ・会津美里町商工会と連携し事業所との定期意見交換会の開催
- ・事業所への生ごみ処理機等購入費の補助
- ・先進自治体の研究

3-3 使用済み小型家電のリサイクル促進

【取組内容】

家電リサイクル法について周知を図りながら、適正なごみの分別と資源化を推進します。

【主な取組】

- ・使用済み小型家電リサイクルイベント回収
- ・使用済み小型家電リサイクル拠点回収

施策4 ごみ処理有料化への検討

4-1 生活系収集ごみの有料化の検討

【取組内容】

生活系収集ごみの有料化は、ごみの排出抑制、排出量に応じた費用負担の公平化及びごみ処理に係る税負担の軽減に有効な施策として考えられており、環境省では「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、ごみ処理の有料化を推進しています。

本町でも、前期計画にごみ処理有料化導入への基準値を設定しています。

区分	令和2年度 (有料化検討値)	令和2年度 (見込値)
燃やせるごみ	4,201 t	4,351 t
燃やせないごみ	372 t	394 t
粗大ごみ	105 t	70 t
合計	4,678 t	4,815 t
人口	18,799人	19,270人
目標値	682 g	685 g
結果		未達成

表1-7-1 前期計画ごみ処理有料化導入基準

1人1日あたり682gの有料化検討値に対して685gの見込値であることから、未達成となり有料化を導入する検討時期にあるということになります。

一方、令和7年度から稼働する新たなごみ焼却施設は、現有施設の処理能力225t／1日から196t／1日へ処理能力を縮小します。このため、令和元年度に会津若松地方広域市町村圏整備組合ごみ減量実施計画を策定し、広域圏構成市町村全体で目標削減量を掲げ情報共有を図りながらごみ減量とリサイクルを推進するとし、とりわけ、ごみ処理有料化についても検討するとしています。

今後は、本町独自の基準値設定ではなく、広域圏の構成自治体として連携した有料化導入を進めていきます。

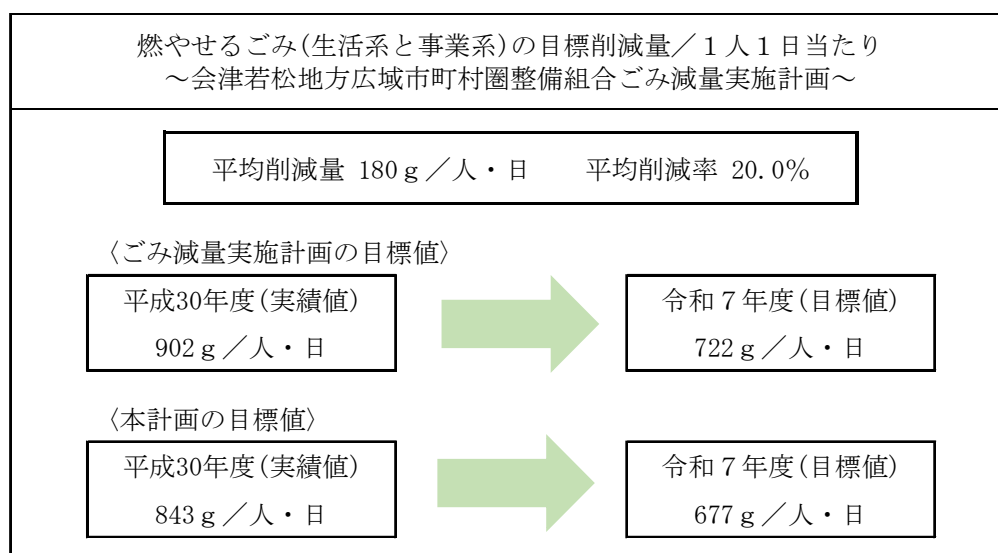


図1-7-1 広域圏ごみ減量実施計画目標削減量

【主な取組】

- ・事業系一般廃棄物のごみ減量への個別指導
- ・広域圏構成市町村及び環境センターとの情報交換

2 住民・事業者・町の協働

限りある資源の有効な活用と廃棄物の削減を図るため、住民・事業者・町のそれぞれの役割を分担し、協働していく必要があります。

〔住民が実施すべき事項〕

ごみの減量化やリサイクルの推進には、主役である住民の消費者としての行動が事業者や行政の行動を方向づける大きな力となることを認識することが重要であります。

そのためには、生活のあらゆる面で工夫を重ね、ごみの減量化に取り組んでいかなければなりません。ごみになるものは、使わない、求めないなどのライフスタイルを確立することが必要であり、再資源化を促進するため、ごみを分別排出し、販売店への返却や集団回収に積極的に参加するとともに、行政が実施する施策に協力することが必要であります。

（１）住民の役割

- ①使い捨て製品や容器の安易な使用を自粛する。
- ②使用期間の長い製品、リサイクル可能な製品、容器、再生品、環境にやさしい商品を購入し、使用に努める。
- ③物を大切に使い、修理、再生に努める。
- ④買い物には、マイバックを持参することを心がけ、レジ袋を受け取らないように努める。
- ⑤不用品等はバザー等を活用し、再利用に努める。
- ⑥回収ルートのあるものは、排出せずに活用する。
- ⑦地域における古紙等の資源物集団回収への積極的な参加、または協力する。
- ⑧生活環境に支障がない範囲で、生ごみの堆肥化等自ら処理する。
- ⑨分別収集等行政が実施する排出抑制・再資源化の施策に協力する。

〔事業者が実施すべき事項〕

事業者は、自らの事業活動によって発生するごみ及び地球環境等への影響を考慮し取り組む必要があります。このためには、事業活動に伴って発生するごみは、自らの責任において適正に処理・処分をし、また、使い捨ての商品、容器製造、販売の自粛や過剰包装の抑制等ごみの発生量の抑制に取り組んでいかなければなりません。

さらには、再資源化可能な商品の開発、原材料の利用、回収体制の整備を図るなど、再資源化に取り組んでいかなければなりません。

(1) 事業者共通の役割

- ①事業活動に伴って生じるごみは、発生抑制、再資源化を図るなど自らの責任において適正な処理、または処分する。
- ②多量のごみを発生する業者は、発生抑制、再資源化を定め、その計画に基づき実行する。
- ③従業員のごみ発生抑制・再資源化に対する意識の高揚を図る。
- ④過剰包装・トレイ製品の使用を自粛する。
- ⑤事業者も地域の一員として、あるいは事業者同士が連携して、地域の集団資源回収等へ積極的に参加、または協力する。
- ⑥ダンボール、紙類が多量に発生する事業者は、リサイクルボックスを設置するなど、資源回収の促進に努める。
- ⑦生産・流通業者は、再資源化を促進するため、再生資源業者を積極的に活用する。
- ⑧事業活動によって生じる廃棄物の再生利用等を積極的に行い、ごみ減量化に努める。
- ⑨ごみの減量化や適正処理について、行政の施策に協力する。
- ⑩容器の利用業者及び製造業者は、再商品化に努める。

(2) 生産事業者の役割

- ①使い捨て商品の製造を自粛し、再生利用が可能な商品へ転換する。
- ②使用期間の長い製品、再資源化可能な製品、再生品、環境に優しい商品を製造し、また、商品の修理体制を充実し再利用がスムーズにできるように配慮する。
- ③古紙・鉄・アルミ等のリサイクル原料を積極的に利用する。
- ④材質を表示するなど、消費者が分別回収しやすい商品を製造する。
- ⑤ごみになったとき、処理、処分しやすい商品を製造する。
- ⑥物の製造、加工等に際して、その生産物が廃棄物として排出されたときに処理が困難としない商品の開発に努める。

(3) 流通事業者の役割

- ①使い捨て商品や容器の販売を自粛する。
- ②使用期間の長い商品、再資源化可能な製品・再生品、環境に優しい商品を販売するよう努め、ごみになったとき、処分、処理しやすい商品を販売するよう配慮する。
- ③事業者ごとに自主的な包装基準を設け、簡易包装を徹底する。
- ④牛乳パック、ペットボトル等再資源可能な包装材、容器等を回収する。
- ⑤事業者としての取り組みを、消費者に理解されるようPRする。

(4) 大規模開発等に関わる事業者の役割

ごみ処理計画対象地域内に大規模開発事業者が開発しようとする場合には、町民のごみ排出方法に従った分別方法及び資源ごみの資源化を図るよう協力を求めます。

- ①大規模住宅開発の事業者に対して、開発段階から分別収集、ごみの発生抑制、再資源化等円滑な実施方策の確立を図るよう周知する。
- ②工業団地等における多量にごみが発生する事業所は、発生抑制、再資源化に関する計画を策定し、ごみの自己責任による処理を積極的に取り組む。

[町が実施すべき事項]

町は、住民・事業者の排出抑制、再資源化の実践が円滑に推進できるよう施策を講じていきます。これには住民・事業者の協力を得るために普及、啓発活動を強化するとともに、住民、集団回収団体、事業者、資源回収業者の支援を行っていくことが必要です。さらには分別収集の充実や処理、処分段階での再資源化の促進を図るとともに、自らも庁舎や公共施設内において、住民・事業者の模範となるような発生抑制・再資源化に取り組みます。

(1) 町の役割

- ①関係課・関係団体・関係行政機関との調整及び連携を深め、ごみの排出抑制・再資源化体制を強化する。また、職員の研修機会を設け行政の一貫した姿勢を定着する。
- ②ごみの発生抑制、再資源化を含んだ環境啓発を教育関係機関及び老人関係団体と連携のもと推進する。
- ③その他プラスチック製容器包装の分別排出に伴う啓発を強化する。
- ④自ら率先して再生品を使用するとともに、再生品の利用を住民・事業者へ啓発する。特に紙ごみが多くなっているため、再生紙の利用を促進する。
- ⑤自ら使い捨て用品の利用を自粛する。
- ⑥多量ごみを排出する事業者に対して必要に応じ、ごみ減量化計画の策定及び状況報告を求め、発生の抑制・再資源化を指導するとともに事業者の協力体制を強化する。
- ⑦既存のリサイクルルートに配慮し、資源回収業者の体制の整備・強化を促進するとともに、リサイクルルートの存在や役割をPRする。
- ⑧集団回収・不用品交換等の実態を把握し情報の提供等必要な支援を実施する。
- ⑨事業者に対して、ごみの排出抑制や町民のごみ排出方法に従った分別方法及び資源化を図るよう指導すると共に、処理状況を把握するための調査を実施する。
- ⑩地域環境美化推進のため、ごみステーション設置に対し補助する。
- ⑪自家処理を促進するためコンポスト、電動生ごみ処理機購入に対し補助する。
- ⑫住民・事業者へのPRは広報紙、パンフレット、ホームページ等により行う。
また、講演会や最終処分場の視察等、住民が参加できる取り組みを実施する。
- ⑬ごみの収集・運搬許可業者について、分別収集及び収集資源ごみの資源化を図るよう指導する。
- ⑭住民を対象として、ごみの排出抑制や適正な分別排出及び資源化、4Rの取り組み状況を把握するため、意識調査を実施する。
- ⑮ごみ処理有料化の実施に向け、広域圏構成市町村と検討していく。

3 支援制度

集団回収

P T A等で資源ごみの集団回収を行う団体に対し、空き缶、びん類、紙類等の回収量に応じた奨励金を交付し、ごみの資源化を推進します。

資源物		奨励金算定基準	
缶 類	アルミ缶	1 kgにつき	8 円
古布類	ボロキレ等	1 kgにつき	9 円
瓶 類	リターナブル瓶（容積が1.8リットル以上の瓶）	1 本を1 kgに換算し、1 kgにつき	7 円
	リターナブル瓶（その他の瓶）	1 本を0.6kgに換算し、1 kgにつき	7 円
古紙類	新聞紙	1 kgにつき	1 円
	雑誌	1 kgにつき	2 円
	段ボール	1 kgにつき	3 円
	紙パック	1 kgにつき	10円
	紙製容器包装	1 kgにつき	10円

表1-7-3 会津美里町資源回収奨励金

コンポスト等

本町では、生ごみ処理機やコンポスト容器の購入に対して補助金を交付し、家庭における生ごみの減量や堆肥化を推進します。

補助対象品	町村合併から令和元年度までの補助実績件数	補助額(上限額)
生ごみ処理容器	96件	5,000円
電動生ごみ処理機	65件	30,000円

表1-7-3 会津美里町生ごみ処理機等購入補助金

第8章 ごみの適正処理

1 ごみの種類及び分別の区分

分別区分		分別方法及び内容	排出方法
燃やせるごみ		・台所ごみ・軟質プラスチック・草・花・剪定樹木(60cm以下)・革製品・酒パック・毛糸毛布類・コルク栓・紙オムツなど	・透明または半透明の袋に入れてお住まいの地区の決められたステーションへ排出 ・台所ごみはよく水切りをして ・食用油は紙や布に染み込ませて
燃やせないごみ		・陶磁器類・コップ・硬質プラスチック・ステンレス・ホーロー製品・鉄・銅製品・ガラス製品・化粧品びん・電球・蛍光灯・植木鉢・卓上ボンベ(穴をあけて)・家電リサイクル法該当品以外の家電製品・イス・カーペット・石油タンク(中洗いして)・針金(50cm以下に切って束ねる)	・透明または半透明の袋に入れてお住まいの地区の決められたステーションへ排出 ・自転車はタイヤの空気を抜いて、鍵をかけステーションへ ・「家電リサイクル法」による廃家電製品及び「資源有効利用促進法」対象品は除く
資源物	缶類	・スチール缶・アルミ缶に区分	・簡単に水洗いしてから資源ごみの日に排出
	びん類	・無色(透明)系・茶色系・その他のガラスびんの3種に区分	・簡単に水洗いしてから資源ごみの日に排出
	ペットボトル	・主としてポリエチレンテレフタレート(ペット)製の容器であって清涼飲料又は調味料など	・キャップをはずし、簡単に水洗いして、押しつぶしてから資源ごみの日に排出
	紙パック	・牛乳やジュース類(飲料用に供される物に限る)	・すすいで開き十字に束ねて資源ごみの日に排出 ・集団回収に極力出すように
	新聞紙・雑誌、広告・ダンボール	・それぞれ種類ごとに分ける	・十字に束ねて資源ごみの日に排出 ・集団回収に極力出すように
	紙製容器包装	・菓子箱・ティッシュペーパーの箱	・十字に束ねるか紙製の袋に飛散しないように入れて資源ごみの日に排出
	布	・衣類・シーツ・タオルなど	・透明または半透明の袋に入れて資源ごみの日に排出
	その他プラスチック製容器包装	・白色、有色トレイ・発泡スチロール・外装フィルム・豆腐や卵のパック等	・中身が残っているもの、汚れが付着しているものは簡単に水洗いしてからステーションへ
粗大ごみ(申込制)		・大型家具・ベッド・机・ソファ等	・受付日に町民税務課へ電話で申込する ・後日個別に回収する
適正処理困難物		・タイヤホイール・各種ボンベ・スプリング類・消火器・バッテリー・ボイラー・バイク・モーター等環境センターの施設で処理できないもの	・購入店に引き取ってもらうか、許可を得た処理業者に依頼する
町で収集しないごみ		・タイヤ・畳	・販売店等での処分

図1-8-1 廃棄物種類毎の分別と排出方法

2 収集・運搬計画

ごみの減量化施策を実施し、排出抑制後に発生するごみ及び資源物の分別回収を迅速かつ衛生的に処理するため、全域を収集対象地区とし、適切な収集体制の構築により住民サービスの向上を図ります。

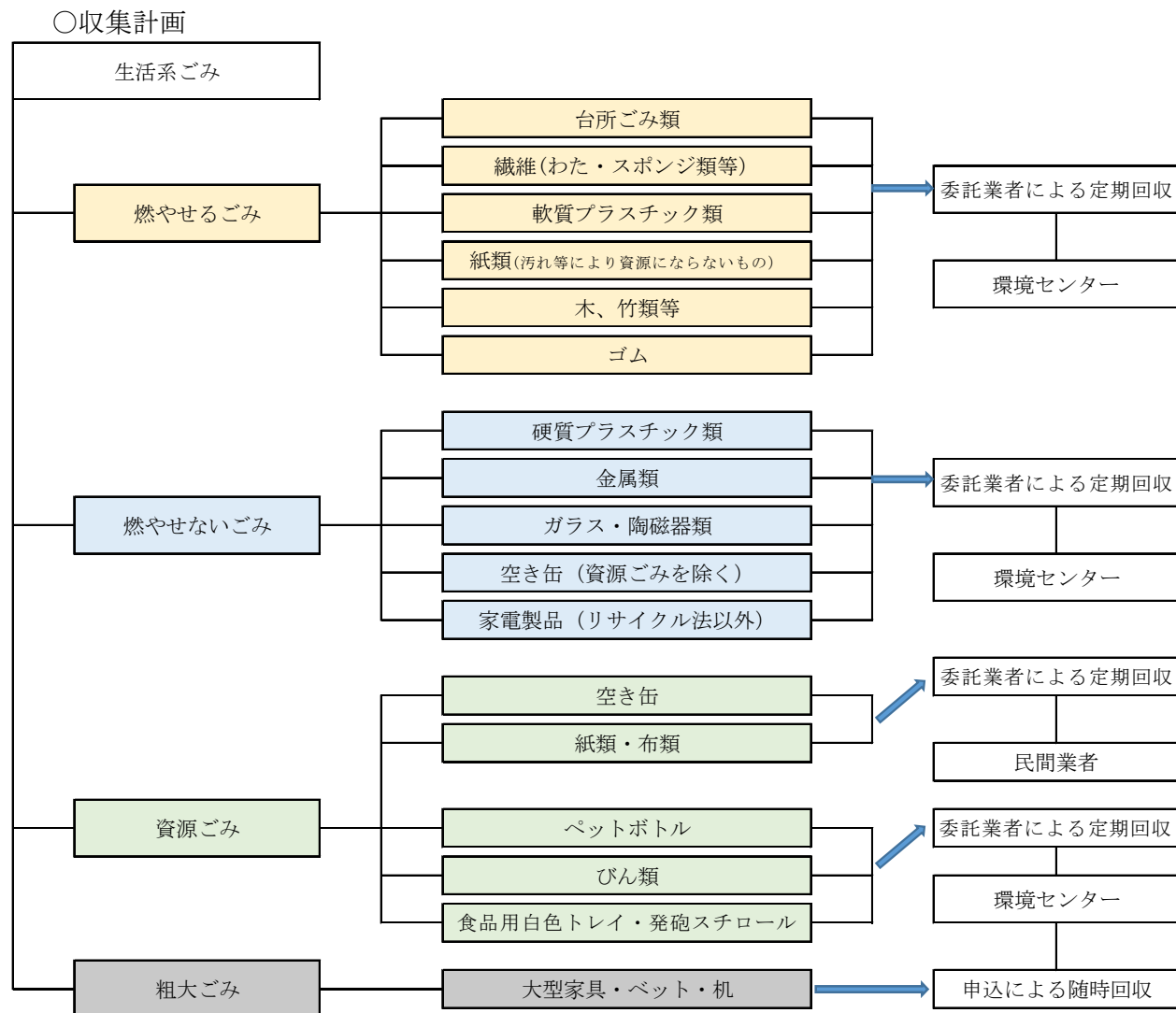


図1-8-2 廃棄物区分毎の収集方法

○運搬計画

町で収集するごみは家庭から排出される生活系のごみのみとし、燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ・粗大ごみの収集を実施します。

町で行う一般家庭から出された生活系のごみ収集は、町の委託業者により収集運搬を行い、環境センターへ搬入します。

事業系のごみは、事業者自らによる直接搬入か、町の一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託搬入し、環境センターにおいて処分手数料を支払い適正に処理します。

中間処理施設・最終処分場

ア) ごみ焼却処理施設	
敷地面積	5,202.33㎡
処理能力等	炉型式：全連続燃焼式機械炉
	処理能力：225 t / 24時間 (75 t / 24時間 × 3 炉)
イ) ごみ破碎処理施設	
敷地面積	3,535.37㎡
処理能力等	処理方法：圧縮・せん断・衝撃破碎方式
	処理能力：50 t / 5 時間 (10 t / 時間)
ウ) びん・ペットボトル圧縮保管施設（リサイクルセンター）	
敷地面積	496.23㎡
保管可能量	ガラスびん(無色) : 43㎡
	ガラスびん(茶色) : 43㎡
	ガラスびん(その他) : 43㎡
	ペットボトル : 71㎡
ペットボトル減容機	処理能力：400kg / 時間 × 1 基
エ) プラスチック製容器包装の圧縮保管施設（リサイクルセンター）	
敷地面積	781.47㎡
保管可能量	受入ヤード：906㎡
	製品ヤード：136㎡
梱包（減容機）	処理能力：13.6 t / 5 時間 × 1 基
オ) 最終処分場（沼平第2 処分場）	
敷地面積	36,788㎡
埋立地	埋立容量：151,480㎡
	埋立面積：14,870㎡
水処理能力等	水処理能力：40㎡ / 日
	遮水構造：二重遮水シート、シートの電氣的
	漏水検知装置
	透水管 : 107m (300mm) ・ 73m (600mm)

図1-8-2 環境センターの廃棄物処理施設

第9章 災害対策

1 災害廃棄物基本方針

大規模な震災や台風等の巨大な風水害が発生した場合、多量に発生する災害廃棄物を迅速・安全に処理する必要があります。

会津美里町災害廃棄物処理計画は、会津美里町地域防災計画に位置付けしています。

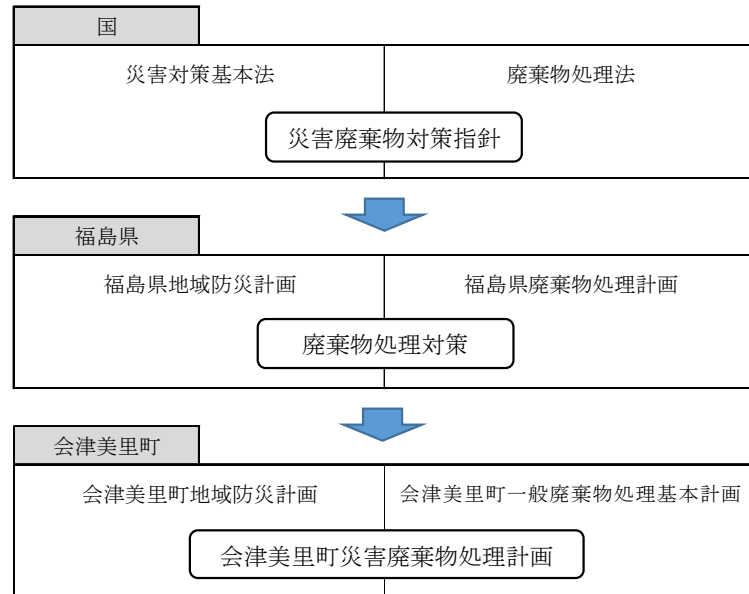


図1-9-1 災害廃棄物処理計画の位置付け

(1) 基本的な考え方

計画的な対応	大量に発生する災害廃棄物の処理に対応するため、災害廃棄物の仮置場の適正な配置・管理のほか、既存の廃棄物処理施設等の適切な活用により、災害廃棄物の処理を計画的かつ効率的に進める。
迅速な処理	生活衛生の確保、地域の早期復旧を図るため、時々刻々変化する状況へ柔軟に対応し、迅速な対応で円滑な処理を行う。
環境に配慮した処理	損壊家屋等の解体・撤去や仮置場等でのアスベスト飛散防止対策、重金属類等による土壌や水質汚染対策など、適時適切に管理し対処する。
処分量の減量	可能な限り再使用、再生利用を進めることとし、処理の効率化を図り焼却や埋立処分による最終処分量の減量化を図る。
衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮して衛生処理を図る。
安全の確保	廃棄物の量及び組成の違い、危険物の混入等、作業の安全性の確保を徹底する。
経済的に配慮した処理	最小の経費で最大の効果を上げるよう、合理的な取組を図る。

(2) 対象とする災害

対象とする災害を一般災害(風水害、土砂災害及び雪害等)と地震災害とします。

(3) 対象とする災害廃棄物

災害発生に伴い、平常時に排出されるごみと異なる対応が必要となる災害廃棄物を対象とします。対象となる災害廃棄物の種類は次のとおりです。

災害廃棄物種類	備考
混合廃棄物	不燃廃棄物、可燃廃棄物、木質廃材、コンクリート塊、金属類、土砂等、さまざまな種類の廃棄物の混在
不燃廃棄物	がれき類、ガラス、陶磁器、レンガ等の混在
可燃廃棄物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等の混在
家電類	テレビ、洗濯機、エアコン等の家電類
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
畳	水に浸かった畳
木くず	柱・梁・壁材、流木等
コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
瓦	破損した瓦
廃棄物混入土砂	がれき類等の廃棄物と混在した堆積土砂等
稲わら	水に浸かった稲わら
流木	流木
し尿	被災家屋から発生するし尿、避難所から発生するし尿

(4) 情報収集と町災害廃棄物処理実行計画の作成

災害発生時には、速やかに災害の情報を収集するとともに、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることを目的に、町災害廃棄物処理実行計画を作成する。

2 仮置場

がれきや粗大ごみ等の廃棄物は、通常時の数倍以上に増加すると見込まれることから、処理施設の処理能力を超過すると考えられます。このため、災害廃棄物の仮置場候補地を下記のとおり選定します。

なお、仮置場は、住民の避難場所及び緊急物資搬送、救助用ヘリポート、仮設住宅建設場所などの確保を最優先に行った後、災害の発生規模に応じて設置するものとします。

	所在地	面積(m ²)
1	字外川原甲4316 二本柳運動場	14,104
2	字山道上47 本郷運動場	10,712
3	佐賀瀬川字峯山5003 吹上総合運動場	8,100

図1-9-2 仮置場の選定

仮置場への搬入に際しては、できるかぎり次の分別収集・保管を行う。

- ①木くず（家具類）
- ②金属くず（鉄筋、鉄骨、サッシ等）
- ③コンクリートがら
- ④可燃ごみ（紙、畳、布団等）
- ⑤その他不燃ごみ（瓦、レンガ、ガラス、石膏ボード、スレート板等）
- ⑥家電類

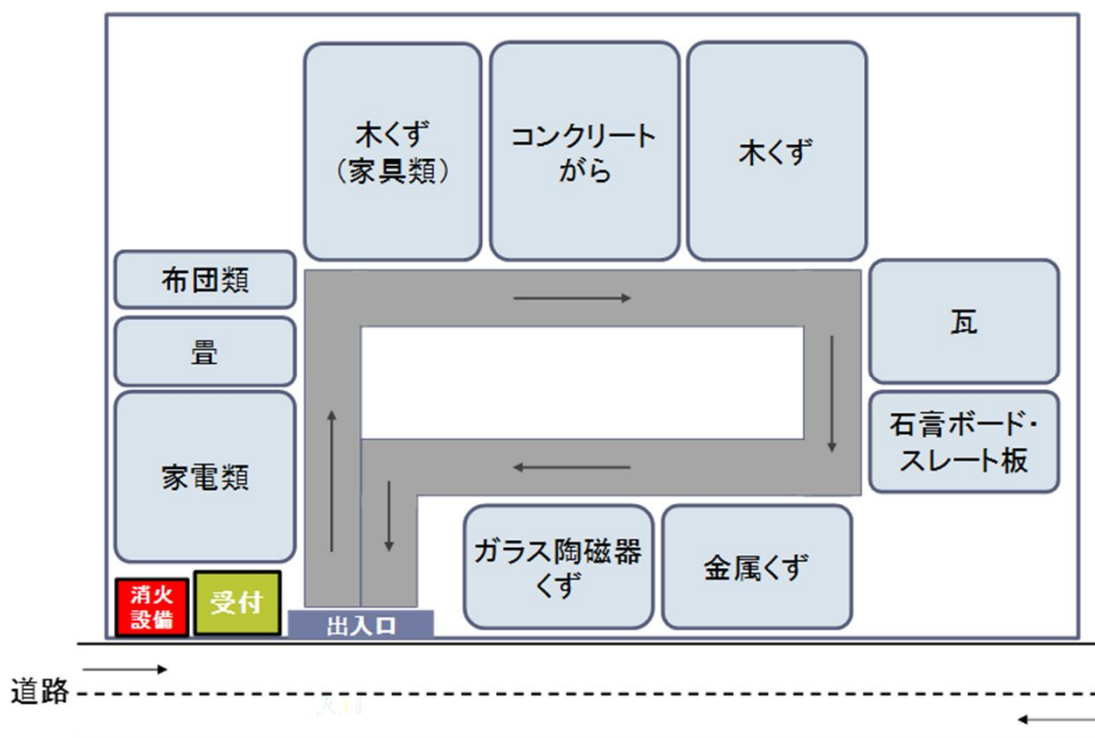


図1-9-2 仮置場イメージレイアウト

3 災害廃棄物の収集運搬と体制

(1) 収集運搬

- 生活系ごみは、衛生上の観点から、速やかに収集し、処理施設へ搬入するものとする。
- がれきや粗大ごみは、分別収集に努めるものとし、状況に応じて仮置場を利用する。
- 水害により水分を多く含んだ畳等のごみは腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するため、迅速に収集し、処理施設へ搬入するものとする。

(2) 体制

平常時の収集運搬体制を基本とし、収集業者が収集運搬を行うものとするが、対応が困難な場合は、他市町村、関係業者の協力を要請するものとする。

なお、平常時のごみ収集車両等の一覧表を毎年作成するものとする。

(3) 処理

平常時の処理体制を基本として、広域圏が中間処理・最終処理を行うものとするが、対応が困難な場合は、他市町村、関係業者に協力を要請するものとする。

4 適正処理困難物

災害廃棄物のうち、適正処理が困難なものは下記のとおりであり、これらの物については、処理が可能な業者に依頼するよう広報するものとする。

ただし、災害等廃棄物処理事業として国庫補助の対象になる場合、家電リサイクル法の対象物（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等）については、町が分別回収し、製造業者等に引き渡すものとする。

区分	品目
1 有害性のある物	農薬、殺虫剤、医療系廃棄物、強酸、強アルカリ性物質等
2 危険性のある物	ガソリン、シンナー、ガスボンベ、廃油等、火薬類等
3 容積、重量、長さが著しく大きい物	ピアノ、エレクトーン、マットレス、大型農機具、耐火金庫等
4 その他、処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

図1-9-4 適正処理困難物

第2部 生活排水処理基本計画

第1章 計画策定の背景

1 生活排水をめぐる情勢

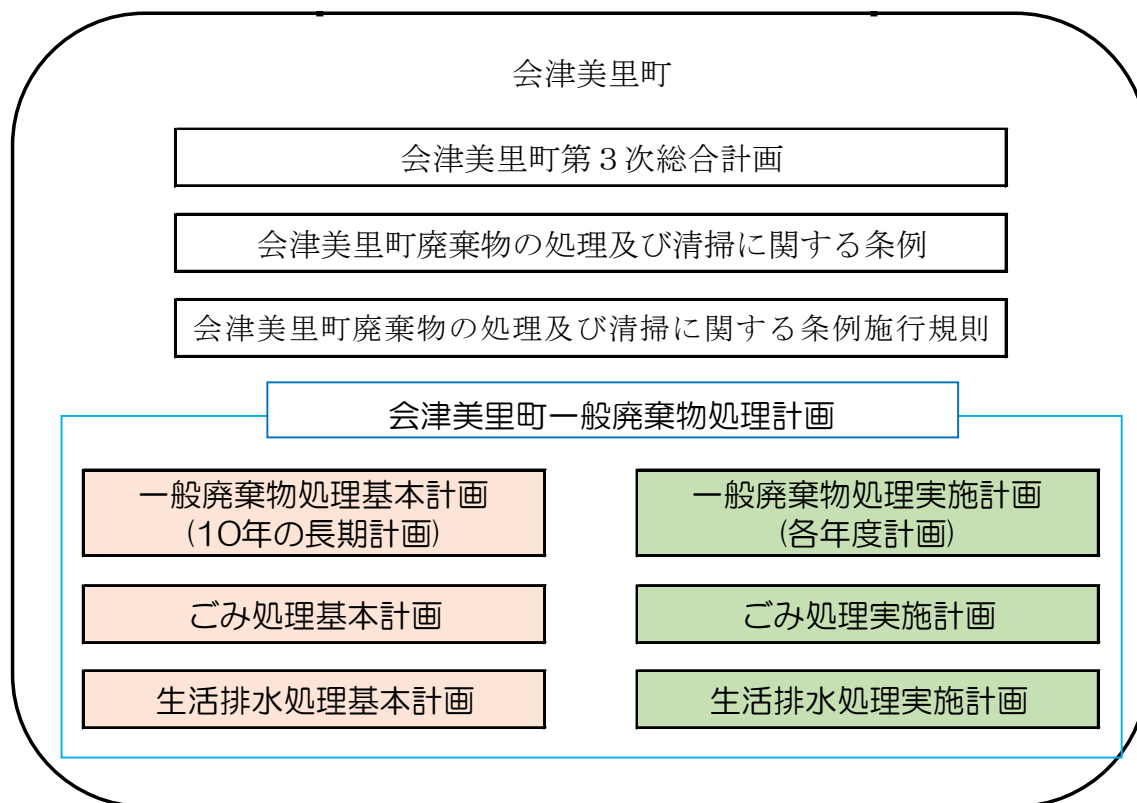
会津美里町（以下「本町」という。）では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、平成27年度に第2期会津美里町生活排水処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、これまで公共下水道及び農業集落排水施設の整備普及や、合併処理浄化槽の普及を促進し、公衆衛生の向上と水環境の保全に努めてきましたが、これらの生活排水処理施設を利用している町民の割合は、増加傾向にはあるものの依然として低い水準にあります。

今回の改定は、地域の実情や町財政状況等も大きく変化しており、また計画策定から5年が経過し中間見直し時期となることから、生活排水を取り巻く様々な状況の変動を踏まえながら、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目指すために、基本計画を改定するものです。

2 計画の位置付け

基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するものであり、本町の生活排水の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるものです。

(1) 会津美里町における施策体系



(2) 計画の期間

平成28年度から令和7年度までの10年間

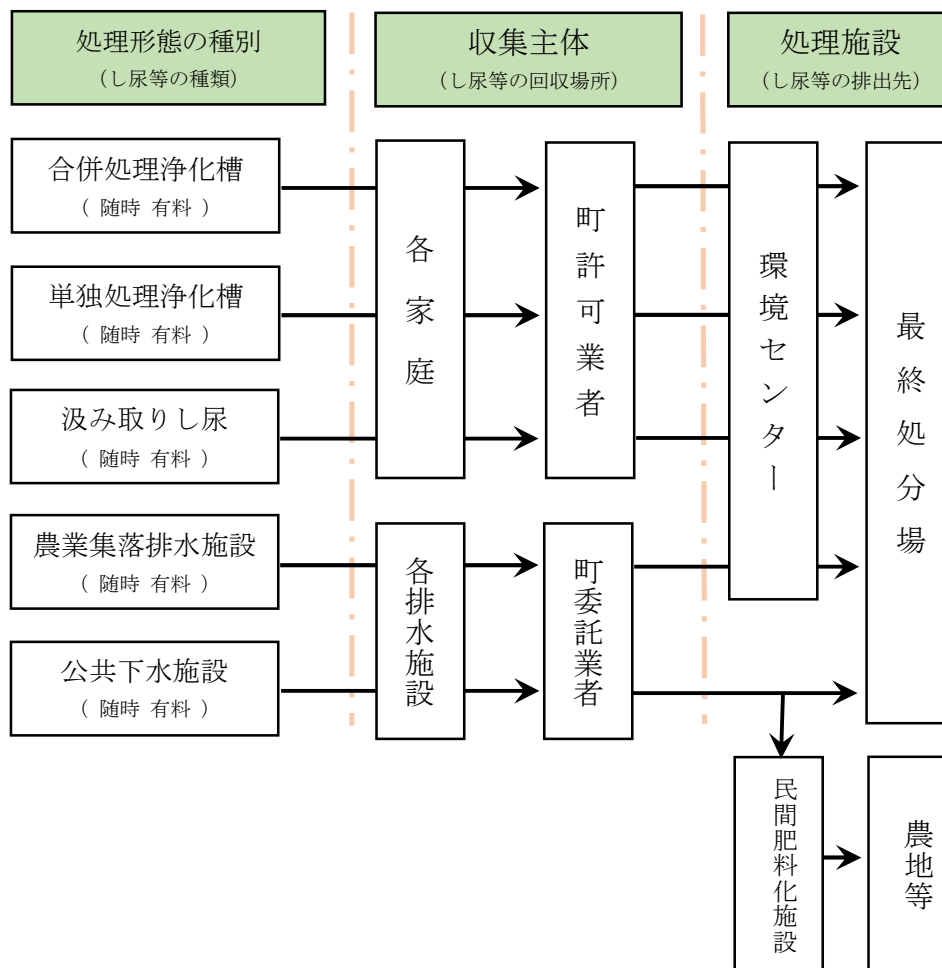
(3) 廃棄物の種類

廃棄物は、廃棄物処理法において一般廃棄物と産業廃棄物に区分されており、基本計画は一般廃棄物を対象としています。

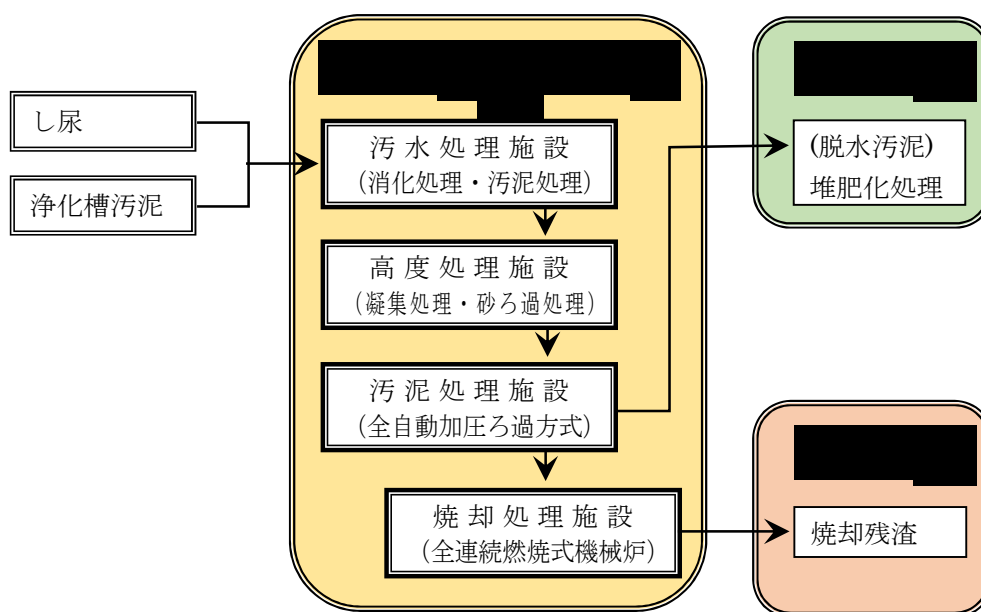
一般廃棄物	・各家庭等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥 ※ 浄化槽汚泥には、農業集落排水事業分を含む。
産業廃棄物	・公共下水道、特定環境保全公共下水道から排出される汚泥

3 本町におけるし尿等処理の現状

(1) し尿等の種類と収集形態



(2) し尿等の中間処理（環境センター）と処分体制



第2章 生活排水処理施設整備状況等の前期実績評価

1 実績評価の考え方

基本計画は、自然と調和した快適で住みやすい環境とするべく、公共用水域の水質保全を図るために、全ての生活排水を処理することを目指し、生活に必要な基盤としての生活配水処理施設の整備を進めるための方策を示しています。

以上のことから、実績評価の考え方として、「生活排水処理率」と「生活排水処理施設の整備実績」を検証することとします。

※「生活排水処理率」

全人口に占める水洗化人口（公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽の使用人口）割合

2 実績評価

（1）生活排水処理率の検証

①人口の推移

本町の人口は、「第1部ごみ処理基本計画P5」で掲載のとおり、少子高齢化による減少傾向にあり、今後も減少が続くことが予想されます。

②生活排水処理率の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画処理区域 内人口 (行政人口)	20,913 人	20,570 人	20,242 人	19,962 人	19,588 人
水洗化・生活 雑排水処理 人口	8,525 人	8,749 人	8,834 人	8,843 人	9,011 人
生活排水 処理率 (H26 : 39.0%)	40.7%	42.5%	43.6%	44.3%	46.0%
前年比	1.04%	1.04%	1.03%	1.02%	1.04%

※計画処理区域内人口(行政人口)は10月1日の現住人口

③生活排水の排出状況（処理形態別人口）の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1. 計画処理区域内人口 (行政人口)	20, 913人	20, 570人	20, 242人	19, 962人	19, 588人
2. 水洗化・生活雑排水 処理人口	8, 525人	8, 749人	8, 834人	8, 843人	9, 011人
(1)コミュニティ・プラント	0人	0人	0人	0人	0人
(2)合併処理浄化槽 ※公共下水・農業集落排水 水供用開始区域内含む	3, 866人	3, 926人	3, 889人	3, 686人	3, 643人
(3)公共下水道	3, 356人	3, 473人	3, 577人	3, 750人	3, 929人
(4)特定環境保全 公共下水道	171人	174人	174人	175人	183人
(5)農業集落排水施設	1, 132人	1, 176人	1, 194人	1, 232人	1, 256人
3. 水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独処理浄化槽)	4, 954人	4, 733人	4, 518人	4, 362人	4, 294人
4.非水洗化人口(汲取り)	7, 434人	7, 088人	6, 890人	6, 757人	6, 283人
5.計画処理区域外人口	0人	0人	0人	0人	0人
生活排水処理率	40. 7%	42. 5%	43. 6%	44. 3%	46. 0%

④生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、基本計画のとおりです。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) コミュニティ・プラント	_____	_____
(2) 公共下水道施設	し尿及び生活雑排水	会津美里町
(3) 特定環境保全 公共下水道	し尿及び生活雑排水	会津美里町
(4) 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	会津美里町
(5) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	会津美里町、個人等
(6) 単独処理(みなし) 浄化槽	し尿	個人等
(7) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	会津若松地方広域市 町村圏整備組合

(2) 生活排水処理施設の整備実績の検証

①生活排水処理施設（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）普及状況の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
行政人口	20,913 人	20,570 人	20,242 人	19,962 人	19,588 人
生活排水処理施設利用 可能人口	13,853 人	13,981 人	13,841 人	13,754 人	13,803 人
汚水処理 人口普及率 (H26 : 65.0%)	66.2%	68.0%	68.4%	68.9%	70.5%
前年比	1.02%	1.03%	1.01%	1.01%	1.02%

※ 行政人口は町のごみ処理計画及び第3次総合計画の人口に合わせ10月1日の現住人口による。

※ 生活排水処理施設利用可能人口は年度末3月31日現在の処理利用可能人口を3月31日の住民基本台帳による行政人口と10月1日の現住人口の割合で算出している。

※ 汚水処理人口普及率＝公共下水道(特環含む)及び農集排の供用開始区域内人口と合併処理浄化槽計画区域内における合併処理浄化槽人口の合計÷行政人口×100

※ し尿のみを処理する単独処理浄化槽は生活排水処理施設利用可能人口に含めない。

②生活排水処理施設の整備状況等

○公共下水道

- ・高田処理区（特定環境保全公共下水道境野地区15ha含む）

事業計画（平成27年度見直し後）の面積273.0haに対する整備面積は、222.7haで整備率は81.6%

- ・本郷処理区

事業計画（平成27年度見直し後）の面積133.5haに対する整備面積は、127.2haで整備率は95.3%

○農業集落排水施設

- ・寺入地区 平成11年度整備完了 平成12年度より供用開始
- ・関山地区 平成12年度整備完了 平成13年度より供用開始
- ・新鶴地区 平成21年度整備完了 平成20年度一部供用開始
平成21年度全部供用開始

○合併処理浄化槽

公共下水道、農業集落排水施設の区域以外の区域において、令和元年度末における合併処理浄化槽設置対象世帯数2,652世帯の内、整備基数は961基であり整備率は36.2%となっています。

③接続率の状況

ア. 公共下水道の接続件数

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高田処理区 (高田)	37 件 延：758 件 公共マス数 1,761 件 43.0%	28 件 延：786 件 公共マス数 1,793 件 43.8%	32 件 延：818 件 公共マス数 1,827 件 44.8%	22 件 延：840 件 公共マス数 1,866 件 45.0%	29 件 延：869 件 公共マス数 1,900 件 45.7%
特定環境 (境野)	0 件 延：51 件 公共マス数 104 件 49.0%	0 件 延：51 件 公共マス数 104 件 49.0%	1 件 延：52 件 公共マス数 105 件 49.5%	2 件 延：54 件 公共マス数 105 件 51.4%	3 件 延：57 件 公共マス数 105 件 54.3%
本郷処理区 (本郷)	28 件 延：558 件 公共マス数 1,286 件 42.8%	22 件 延：580 件 公共マス数 1,305 件 43.5%	19 件 延：599 件 公共マス数 1,334 件 44.5%	27 件 延：626 件 公共マス数 1,365 件 45.9%	22 件 延：648 件 公共マス数 1,373 件 47.2%

イ．農業集落排水の接続件数

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新鶴処理区 (新鶴)	15 件 延：255 件 公共マス数 612 件 41.7%	14 件 延：269 件 公共マス数 614 件 43.8%	14 件 延：283 件 公共マス数 616 件 45.9%	17 件 延：300 件 公共マス数 619 件 48.5%	11 件 延：311 件 公共マス数 621 件 50.1%
寺入処理区 (高田)	0 件 延：64 件 公共マス数 69 件 92.8%	0 件 延：64 件 公共マス数 69 件 92.8%	0 件 延：64 件 公共マス数 69 件 92.8%	0 件 延：64 件 公共マス数 69 件 92.8%	0 件 延：64 件 公共マス数 69 件 92.8%
関山処理区 (本郷)	1 件 延：44 件 公共マス数 51 件 86.3%	0 件 延：44 件 公共マス数 51 件 86.3%	0 件 延：44 件 公共マス数 51 件 86.3%	0 件 延：44 件 公共マス数 51 件 86.3%	0 件 延：44 件 公共マス数 51 件 86.3%

※ 工事は完了しているが、後付け公共マスの設置申請がある場合は、公共マス数が増加する場合がある。

ウ．合併処理浄化槽の設置数（行政区域内全体の設置基数）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
個人 設置型	24 基 延：1,147 基	35 基 延：1,179 基	30 基 延：1,209 基	33 基 延：1,242 基	20 基 延：1,262 基
市町村 設置型 (新鶴地域)	— 延：85 基	— 延：85 基	— 延：85 基	— 延：85 基	— 延：85 基
計	24 基 延：1,232 基	35 基 延：1,264 基	30 基 延：1,294 基	33 基 延：1,327 基	20 基 延：1,347 基

※ 個人設置型の延基数と設置数の差は、下水道への接続などで廃止された基数である。一般住宅の他、集合住宅及び事業所等も含んだ基数である。また、新鶴地域における市町村設置型事業については平成25年度をもって終了し、個人設置型に移行している。

3 前期計画の総括

本町では、平成18年3月に「会津美里町第一次振興計画」を策定し、まちづくりの基本計画の一つとして「四季に輝くやすらぎのまち」を掲げ、施策の一つとして「下水道の整備」に取り組み、生活排水処理対策を進めてきました。

また、平成23年3月には「会津美里町第2次総合計画」、平成28年2月には「会津美里町第3次総合計画」が策定され、更なる施策の充実を図ってきました。

総人口に占める水洗化生活を送っている人口の割合を示す生活排水処理率では、平成26年度の39.0%から令和元年度で46.0%と1.18倍の伸びを示していますが、前期計画での目標値（46.5%）からは、やや下回っています。

また、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の使用可能人口の割合を示した、汚水処理人口普及率では、平成26年度の65.0%から令和元年度で70.5%と1.08倍の伸びを示しています。

公共下水道事業の整備率は令和元年度末で、高田処理区（特定環境保全公共下水道境野地区15ha含む。）が全体計画273.0haに対して222.7ha（境野地区15ha整備完了）の整備で81.6%の進捗率、本郷処理区が全体計画133.5haに対して127.2haの整備で95.3%の進捗率、公共下水道特全体では全体計画406.5haに対して349.9haの整備で86.1%の進捗率となっています。

また、整備完了している農業集落排水事業、市町村設置型合併処理浄化槽事業においては、接続促進及び適正な維持管理に努めてきました。

さらに個人設置型合併処理浄化槽整備事業においては、新規設置数の減少傾向が見られました。

4 後期計画に向けた課題

実績評価のとおり、前期の実績として、生活排水処理率は令和元年度で46.0%と目標値の46.5%を0.5%下回っております。また、生活排水処理施設の整備状況も公共下水道全体で86.1%と令和2年度に整備完了を目標としていましたが、土地利用方針が未定の箇所もあることから目標達成は困難な状況にあります。

また、個人設置型合併処理浄化槽についても、新規設置数の減少傾向が見られます。

後期計画においては、より一層の計画推進を図っていきます。

○ 課題の整理

- ・ 公共下水道・農業集落排水処理施設への接続率の伸び悩み
- ・ 公共下水道計画区域内の未供用区域の整備が遅れている
- ・ 合併処理浄化槽の新規設置件数が増えない

第3章 生活排水処理基本計画後期計画

1 生活排水処理に係る理念及び目標

本町では、公共用水域の水質保全に対する意識が徐々に高まってきており、水質汚濁対策の必要性が認識されつつあります。

今後においても、生活環境や公共用水域の水質保全の観点から、生活排水を適正に処理することが重要であり、町民に対し、生活排水対策の必要性等について啓発を行うと共に、その対策を引き続き積極的に推進するものとします。

会津美里町第3次総合計画の町の将来像である「まるごといいね！会津美里」実現のために、「政策：自然に配慮した環境づくり（※1）」を目指し、「施策：生活基盤の整備（※2）」としての生活排水処理対策を進めます。

本町の河川水質は、水質汚濁に係る環境基準を100%達成していますが、市街地の水路等の水質は依然として良好とはいえない状況にあります。

また、平成9年度から公共下水道整備に着手し、その後農業集落排水事業の着手もあり、令和元年度末の汚水処理人口普及率は70.5%となっています。

これは、第3次総合計画の施策「生活基盤の整備」の目標値（※3）の72.8%を2.3%下回っております。

生活排水処理施設の整備済地域において新規接続が進まず、依然として未処理の生活雑排水が排出されています。

そのため、生活排水処理対策の必要性について啓発を図ると共に、生活排水処理施設への早期接続へ向けた普及啓発を進め、計画目標年度において生活排水処理率を57.1%とすることを目指すものとします。

※1 政策の目的：自然と調和した、快適で住みやすい環境をつくる。

※2 施策の目的：生活に必要な基盤が整う。

※3 施策の目標値：汚水処理人口普及率（当初計画目標値）

2 施設整備の基本方針

生活排水処理の目標達成に向けて、生活排水処理施設への接続に重点を置くと共に、合併処理浄化槽の普及促進を図るため、生活排水処理の基本方針は、次に示すとおりとします。

- ① 公共下水道や農業集落排水の整備完了地域において、生活排水処理施設への接続に関する補助制度の周知を強化し接続を促進する。
- ② 公共下水道計画区域内の未整備箇所については、早期完成（令和7年度目標）に向け整備促進を図る。
- ③ 合併処理浄化槽の普及促進を図ると共に、単独処理浄化槽からの切り替えを促すために、補助制度の周知啓発を強化する。
- ④ 合併処理浄化槽の適切な維持管理方法について、周知啓発を強化する。

3 計画対象地域

本計画の対象地域は、会津美里町全域とします。

4 計画目標年度

基本計画は、平成28年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とします。

なお、基本計画は上位計画、関連計画等との整合性を図りながら概ね5年ごと、または諸条件に大きな変動があった場合は、その都度見直しを行うものとしており、前期5年の経過に伴い、令和2年度に前期実績を評価し、令和3年度からの後期計画を策定します。

5 生活排水処理基本計画

(1) 処理の目標

今後の人口の推移予測により推計人口は増加しましたが、本計画の基本理念・目標を達成するため、令和7年度における数値目標は、生活排水を処理する人口を10,170人以上、生活排水処理率は57.1%とします。

①生活排水の処理の目標

区 分	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (最終目標年度)
生活排水処理率	46.0%	57.1%

②人口の内訳

区 分	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (最終目標年度) 【変更前目標値】
1.行政区域内人口	19,588人	17,810人 【17,010人】
2.計画処理区域内人口	19,588人	17,810人 【17,010人】
3.水洗化・生活雑排水 処理人口	9,011人	10,170人 【9,715人】

③生活排水の処理形態別内訳

区 分	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (最終目標年度) 【変更前目標値】
1.計画処理区域内人口	19,588人	17,810人 【17,010人】
2.水洗化・生活雑排水 処理人口	9,011人	10,170人 【9,715人】
(1) コミュニティ・プラント	0人	0人 【0人】
(2) 合併処理浄化槽 ※公共下水・農業集落排水 供用開始区域内含む	3,643人	3,935人 【3,759人】
(3) 公共下水道	3,929人	4,516人 【4,313人】
(4)特定環境保全公共 下水道	183人	212人 【203人】
(5)農業集落排水施設	1,256人	1,507人 【1,440人】
3.水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独処理浄化槽)	4,294人	3,625人 【3,460人】
4.非水洗化人口	6,283人	4,015人 【3,835人】
5. 計画区域処理区域外人口	0人	0人 【0人】
生活排水処理率	46.0%	57.1% 【57.1%】

(2) 生活排水を処理する区域及び処理方式等

本町の公共下水道事業計画は、平成9年度の着手以来、高田処理区（平成15年度一部供用開始）においては、平成17年度に用途地域205ha、都市計画区域内103haのあわせて約308haに新鶴地域境野地区の特定環境保全公共下水道事業（平成16年度供用開始）15haをあわせた約323haとして策定変更を行い、本郷処理区（平成17年度供用開始）については、市街化区域及びその近隣区域として計画区域面積を183.0haとしておりましたが、財政状況や処理効率の経済性から事業計画区域の見直しを平成24年度に行い、高田処理区は計画区域を303haに、本郷処理区は156haに縮小変更しました。更に、急速な人口減少及び町財政状況を考慮すると共に、平成26年1月には国から「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」が示され、下水道処理施設の未整備区域については、污水处理方式の経済比較を基本に、10年程度を目安に整備を概ね完了することを目指すと言われたことを受け、平成27年度に再度見直しを行い、高田処理区は273ha、本郷処理区は133.5haに縮小変更し、全体計画目標年度は令和9年度とし、下水道整備は令和2年度完了を目指しておりましたが、5年間延長し令和7年度までの完了を目指していくこととします。

公共下水道の計画区域外については、各地区の人口や集落密度、あるいは周辺環境等と地区の要望等を考慮し、その地区にあった共同システムとして、農業集落排水事業で、平成12年度に寺入地区、平成13年度に関山地区が供用開始され、新鶴地区についても平成21年度に全計画区域の供用を開始しました。

なお、町内各地域における処理方式は、別図に示すとおりです。

(3) 生活排水処理施設の整備及び接続目標

生活排水処理施設整備事業の概要は下記のとおりとします。

公共下水道については、処理効率の経済性から平成27年度に区域の縮小見直しを行い、早期供用開始を目指します。

農業集落排水については、供用開始している既設3施設の接続の促進を図ります。

合併処理浄化槽については、市町村設置型での整備を平成25年度で終了しており、引き続き個人設置型浄化槽設置整備事業の補助金交付による整備を継続して推進していきます。

①生活排水処理施設の概要

事業区分	計画処理区域	計画処理人口	整備区分
合併処理浄化槽 (個人設置型)	公共下水道（認可区域）及び農業集落排水の区域を除く町域全部	3,935 人	継続整備
合併処理浄化槽 (市町村設置型)	新鶴地域の農業集落排水及び特定環境保全公共下水道区域以外の区域 H16 年度～H25 年度	整備実績 85 基	整備完了
農業集落排水	新鶴地区 整備完了、H21 年度供用開始。 寺入地区 整備完了、H12 年度供用開始。 関山地区 整備完了、H13 年度供用開始。	2,920 人 350 人 240 人	整備完了
公共下水道	【公共下水道】 高田処理区（H15 年度供用開始） 処理計画面積 258.0ha 本郷処理区（H17 年度供用開始） 処理計画面積 133.5ha 【特定環境保全公共下水道】 境野地区（15.0ha 完了、H16 供用開始）	4,200 人 3,300 人 300 人	継続整備

②整備目標

ア. 公共下水道

令和7年度までに、公共下水道（特定環境保全公共下水道含む）の整備率100%を目指します。

イ. 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、計画した全3地区について平成21年度に完了しています。

ウ. 合併処理浄化槽

公共下水道、農業集落排水施設の区域以外の区域において、令和元年度末における合併処理浄化槽設置対象世帯数2,652世帯の内、令和7年度までの累積整備基数を1,250基目標とし、整備目標率を47.1%とします。

③接続目標

ア. 公共下水道（特定環境保全公共下水道含む）

	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (最終目標年度) 【変更前目標値】
接続人口	4,112人	4,728人 【4,516人】
処理区域内人口	8,906人	8,383人 【8,012人】
接 続 率	46.2%	56.4% 【56.4%】

※ 現住人口での接続率であり、事業所等の設置件数は含んでいません。

イ. 農業集落排水施設

	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (最終目標年度) 【変更前目標値】
接続人口	1,256人	1,507人 【1,440人】
処理区域内人口	2,082人	1,920人 【1,835人】
接 続 率	60.3%	78.5% 【78.5%】

※ 現住人口での接続率であり、事業所等の設置件数は含んでいません。

6 し尿・汚泥の処理計画

(1) 現況

本町のし尿及び浄化槽汚泥については、町内許可業者（6業者）がし尿汲取り収集運搬を行い、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「広域圏」という。）のし尿処理施設（処理能力は226kℓ/日）で共同処理しています。

令和元年度実績値で、し尿処理施設では、約198.6kℓ/日进行处理しており、処理量全量では、し尿処理施設の処理能力の87.9%の処理量となっております。このうち、本町が締めるし尿搬入量の比率は、約28.8kℓ/日で、し尿施設の1日の処理量の約14.5%程度を占めています。

本町としても、より一層公共下水道及び農業集落排水の新規接続数の確保に努め、排出し尿の減量を図る必要があると考えます。

なお、し尿・汚泥については、脱水汚泥の有効活用を図るため、一部は希望者に対し堆肥化し提供していましたが、令和3年度からは助燃材として焼却処理し、広域圏（環境センター）の処分場へ埋め立て処分します。

(2) し尿・汚泥の排出状況

今後の人口の推移予測により令和7年度人口推計値が増加したため、数値目標値を見直します。

区 分	令和元年度 実績値	令和7年度 (最終目標年度) 【変更前目標値】
汲 み 取 り し 尿	11.67kℓ/日	7.46kℓ/日 【7.09kℓ/日】
浄 化 槽 汚 泥	17.13kℓ/日	16.90kℓ/日 【14.70kℓ/日】
合 計	28.80kℓ/日	24.36kℓ/日 【21.79kℓ/日】

(3) し尿・汚泥の処理方針

し尿・汚泥の収集・運搬、最終処分については、現在の状態で実施するものとします。

また、施設の老朽化に対する施設更新については、広域圏において、現有敷地において建替える方針のもと施設整備が進められており、令和3年4月に稼働開始する予定となります。

7 住民・事業者・行政の取組

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、住民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があります。

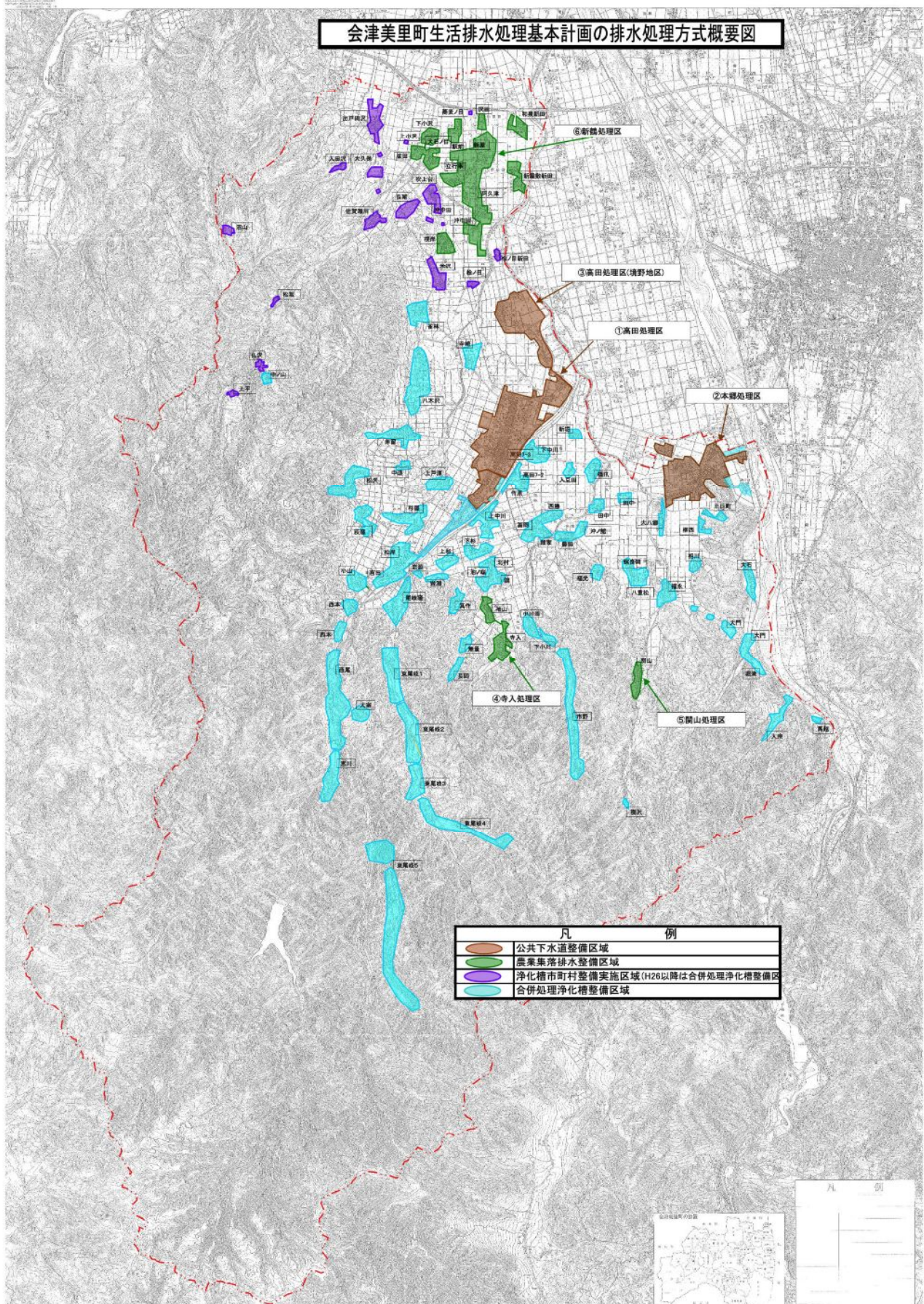
項目	住 民	事業者	行政
公共下水道	下水道供用開始区域内に居住・事業所がある場合は、速やかに下水道接続に努める。		公共下水道普及の広報 公共下水道区域内の住民・事業者へのお知らせの配布 未整備区域の早期整備完了
農業集落排水施設	農業集落排水事業区域内に居住・事業所がある場合は、速やかに農業集落排水への接続に努める。		農業集落排水普及の広報 農業集落排水区域内の住民・事業者へのお知らせの配布
合併処理浄化槽	浄化槽の維持管理、放流水質の維持	浄化槽、グリストラップ等の維持管理、放流水質の維持	適切な維持管理の指導・啓発
単独処理浄化槽	合併処理浄化槽または公共下水道、農業集落排水への転換		単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替の啓発・推進
し尿汲み取り	合併処理浄化槽または公共下水道、農業集落排水への転換		し尿汲み取り世帯への合併処理浄化槽設置の啓発・推進

8 その他

生活排水対策の必要性や、浄化槽維持管理業務の重要性について、町民への周知徹底を図るために、積極的な広報・啓発活動を実施します。特に家庭内対策と維持管理面での有資格業者の協力体制も重要であり、行政と地域住民、更に業者が一体となった管理システムの確立に努めます。

公共下水道及び農業集落排水施設への接続促進に伴い、一般廃棄物収集運搬（し尿・浄化槽汚泥）及び浄化槽清掃の許可業者による、し尿や浄化槽汚泥くみ取り清掃の事業規模の縮小が想定されます。今後、許可業者の事業量の推移や社会情勢を見きわめながら、必要な措置について検討していきます。

会津美里町生活排水処理基本計画の排水処理方式概要図



資料編

会津美里町廃棄物減量等推進審議会条例(平成17年10月 1 日条例第128号)

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項の規定に基づき、会津美里町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、廃棄物減量等推進に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 各種団体を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、その身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第7条 議長は、必要があると認めたときは、審議会に関係者等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町民税務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱され、又は任命される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)【抜粋】

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

- 2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

会津美里町廃棄物減量等推進審議会委員名簿

区 分	所 属	氏 名	
識見を有する者 (審議会条例第3条第2項第1号)	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター		高橋 祐市
	会津地方振興局 県民環境部		鈴木 宏孝
各種団体を代表する者 (審議会条例第3条第2項第2号)	会津美里町自治区長連絡協議会		逆瀬 賢一
	会津美里町小中学校長会		石見 勝則
	有限会社グリーンサービス		新國 文英
	株式会社会津美里振興公社		高梨 宣浩
	会津美里町老人クラブ連合会		高畑 健
	会津美里町健康づくり推進員	◎	佐藤 淑子
	会津美里町商工会女性部		伊藤 洋子
	会津美里町中小企業協議会	○	森 一義
	会津美里町食生活改善推進員会		長原 保子

第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画策定の経過

年月日	会議等名	概 要
令和2年7月3日	第1回会津美里町廃棄物減量等推進審議会	第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画の策定について 今後のスケジュールについて
令和2年8月7日	第2回会津美里町廃棄物減量等推進審議会	諮問 第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画(素案)説明
令和2年9月16日	定例会9月会議総務厚生常任委員会	第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画概要の説明
令和2年10月1日	10月庁議	第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画(案)の審議
令和2年11月8日	町民懇談会	会津美里町じげんホールで開催
令和2年11月20日	11月庁議	第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画(案)の審議
令和2年11月30日	議会全員協議会	第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画(案)の説明
令和2年12月4日 ～令和3年1月10日	パブリックコメント手続実施	ホームページ、各庁舎及び各公民館にて実施(37日間)
令和3年1月21日	第3回会津美里町廃棄物減量等推進審議会	答申 第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画
令和3年2月1日	2月庁議	第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画決定
令和3年3月2日	令和3年会津美里町議会定例会3月会議	第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画議案提出